みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

The Actual as Possessing the Land : Demarcation from the Perspective of the Embera （Panama）

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2018-08-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 近藤, 宏
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009111

国立民族学博物館研究報告 43(1): 1–77 (2018)

「土地」を所有する現在
──パナマ東部先住民エンベラから見る「境界画定」──

近　藤　　宏*

The Actual as Possessing the *Land*: *Demarcation* from the Perspective of the Embera（Panama）

Hiroshi Kondo

20 世紀終わりの先住民の権利のための政治的運動は，先住民の暮らす場に対する権利を認め，その場所の境界画定をもたらした。先住民の権利を確立し，それが及ぶ範囲を可視化する点で重要なその成果に対して，生活領域の境界を定めることは先住民の暮らしに何を生むことになるのかという疑問が，南米の低地地域の先住民社会を専門とする人類学者から提起された。その問いを引き継ぎ，本稿では，今日のパナマ東部の先住民エンベラによる社会生活において新奇なものである土地の境界線がいったい何をもたらしているのかを考察する。具体的な考察対象は，エンベラの社会生活に見られる二つのタイプの境界線（特別区の境界線，所有区画の境界線）である。前者は先住民の集団的権利を確定するための線，後者はそれぞれの土地所有者の所有区画を定める線である。これらの境界線によってなされていることを，排除と所有関係という観点から考察し，今日のパナマ東部の先住民エンベラによる社会生活に，土地利用をめぐって新しい道徳が形成されていることを示す。

Indigenous political movements in the late 20th century have brought positive results in the recognition of land rights throughout their territory, along with its demarcation. However, some anthropologists, especially those who specialize in studies of indigenous people in lowland areas of South America, have raised questions about the fruits of the political movements in terms of continuity between the idea of demarcation and indigenous ways of life. Based on this perspective, this article presents a discussion of what situa-

*立命館大学

Key Words：Embera, property, indigenous rights, demarcation, exclusion
キーワード：エンベラ，所有，先住民の権利，境界画定，排除

tions emerge in the social life of the Embera, an indigenous people of Panama, newly introducing the land boundary idea. Boundaries of two kinds are discussed in this article: one is that of a regional administrative division as a fruit of recognition of land title for the Embera; the other is that of demarcating individually possessed plots. Specifically examining its efficacy of exclusion, the author describes some particularities of these boundaries, which are also related to the question of the property relationship. This examination leads us to ascertain that a new form of morals related to land use has emerged among the Embera.

1　本稿の問いと視点
1.1　先住民の権利と土地の境界画定
1.2　境界線という主題
1.3　所有に関する人類学的議論
2　調査対象について
2.1　先住民エンベラについて
2.2　特別区制度
2.3　調査地の概要
3　二つの境界線
3.1　特別区の境界線
3.2　区画の境界線
3.3　囲い込まれない土地
4　土地利用における境界線
4.1　土地利用の仕方
4.2　土地所有のための境界線
4.3　線としての区画
4.4　排除による所有
5　継承と利用
5.1　批判される継承
5.2　利用なき継承
6　二つの所有関係
6.1　所有の持続性
6.2　継承の前提としての利用
6.3　行為による所有
7　二つの所有枠組みの関係性
7.1　〈作物〉と〈土地〉
7.2　物質性への／からの作用
7.3　排除の作用をうけない運動
7.4　コロノを排除しない境界線
8　結論　新しい道徳を開くための境界線

1　本稿の問いと視点

1.1　先住民の権利と土地の境界画定

「では，今から何が起きるのか」。南米低地先住民の現状を問うために 2005 年に IWGIA（先住民の権利擁護運動を行なう国際 NGO）から出版された論集の序論は，この問いから始まる。編者である先住民の権利擁護のための活動を続けてきた弁護士ペドロ・ガルシア・イエロと南米ペルーの先住民カンドシについて研究を進めてきた人類学者アラグザンドラ・スラリェースによれば，それはおそらく先住民自身から，そして，20 世紀の終わりから世界中で見られるようになった，先住民の土地に対する権利の承認をめぐる政治的闘争の支援者たちから提起されるはずの問いである。そこでは，その闘争の成果が審問される。なかでも重要なのは，土地に対する権利の承認において前提となる生活領域の境界画定が南米低地先住民自身の生き方に合うものなのか，という点である（García Hierro and Surallés 2005）。だからこそ，その論集には先住民自身による空間の認識や場所の構築を明らかにする民族誌――人類学的議論が収められている。

ガルシア・イエロらが批判を向ける政治的動向は，先住民による政治的闘争という，下から生じる現象としてのみは理解できない。1980 年代から 90 年代にかけてラテンアメリカ諸国では，国際金融機関による貸し付け条件なども背景に，分権化や多文化主義の考えが憲法や社会制度に反映されるようになった。当時，先住民の権利を語るものとして国際的に普及していたのは，民族集団を差異化するエスニック・バウンダリーと国家の領土を内的に区分する境界線を重ね合わせる仕方で，アイデンティティと生活領域に対する権利を主張する政治的言論である。それは意図しないかたちで，同時期の制度改革の前提となる考え方とのあいだに親和性をもつようになった。つまり，土地に対する集合的権利が先住民に認められる条件は，上からも整備されてきたのである（Stocks 2005; Beuf 2017b）。

おなじ時期には，住民参加型の地図製作プロジェクトがいくつもの場所で展開しているが，境界画定の作業は権利承認に不可欠であった。そうした作業から確立される土地に対する権利は，占有をはじめ下から生じる権利と対置される，上から認められる権利という側面を強く残している，とアリス・ベウフは述べる。

彼女によれば後者は主に，「植民地，『新興国』，フロンティア，最近では，土地市場に統合されようとしている（インフォーマルな）慣習的権利が有効である地域」に見られる。最後に挙げられているのは，旧植民地において独立後，土地の権利を付与する権限をもつようになった新政府によって「国家の領土」と見なされ，「慣習的権利」に基づく権利は住民に認められることのなかった地域，すなわち先住民をはじめとする従属的立場にあった人びとの生活領域である[1)]。20 世紀の終わりには，その場所に対して改めて国家による権利付与が行なわれた（Beuf 2017b: 287–288）。ただしそれには，権利の及ぶ範囲を明確にする境界は不可欠であり，それに合わせて社会的機構も組織されなければならない（Beuf 2017a: 9–10）[2)]。

権利として定められる土地とのかかわりと先住民自身の生活様式とのあいだに齟齬があることは，多くの論者の指摘するところである（Killick 2008; Brightman 2010; Chaves 2010 など）。例えばマルガリータ・チャベスは，コミュニティを権利主体とする考え方の前提にある土地の共同保有は，アンデス高地先住民社会では植民地行政制度による導入を経て先住民自身がそれを活用する方法を生み出すに至っているが，アマゾニア地域の先住民社会ではそうとは言えないと述べる（Chaves 2010: 201）。同じように，イヴァン・キリックもペルー低地の先住民グループを取り上げ，先住民コミュニティに対する土地の権利付与が，現地の社会関係を変える要因となっていることを記している（Killick 2008: 36–42）。

同様のことが，1970 年代末のブラジルでも，すでに指摘されていた。当時ブラジルにて検討されていた，境界画定を伴う土地に対する権利承認の政策を批判する論文で，アンソニー・シーガーとエドゥアルド・ヴィヴェイロス・デ・カストロは，先住民社会の多様性を前提に，次のように述べている[3)]。

> 領土の地理的境界がとても重要である集団もある。そうした境界は，ほかの集団にとっては，流動的であったり，可動的であったり，拡張することもある。要するに，先住民のあいだにわれわれが持っているのと同じ領土の見方を見つけることは難しい……国民社会との接触によってあらゆる先住民集団のもとに，相対的に単一である領土の定義がもたらされる傾向がある。それは領土や土地について西洋（ブラジル）の経済──法的な考え方のうちに銘記されている定義である……。……幾何学的に均質で，国家部局の定める境界によって囲われた空間であり，白人（外）と先住民（内）という二つの民族を対立するように分ける。（Seeger and Viveiros de Castro 1979: 104）

このように，境界の定められた領土として空間を対象化することは，先住民の暮らしに由来するとは限らない。それゆえに，境界画定を伴う権利付与が先住民の生き方にいったい何をもたらすことになるのかが，問題視されてきたのである[4)]。

さて本稿では，冒頭の問いを引き継ぎつつも，「では，今何が起きているのか」と時制を変えることにしたい。権利付与において前提となる考え方に，それとは異質なものとして従来の先住民的実践や観念を対置すること――スラリェースらが論文集を編むことによって狙ったこと――ではなく，むしろ，新奇な考え方や実践とともに生きている現在の一側面を描くことを目的とするからである。新奇な状況がいかに経験されるのか，新奇なものはいかに受け止められるのかという問いに対する回答は，個別の状況に応じて変わるものであろう。例えばキリックは，ペルーのアシャニンカにとって土地に対する権利の承認が，政治的目的ではなく「より良い」教育環境を整えるための政治的手段として位置づけられている様子を描いている（Killick 2008: 34–35）。本稿では，パナマ東部の先住民エンベラの現代的状況において土地に引かれる境界線はいかなるものであるのか，いかなる働きをするのかという点から，エンベラが新奇なものとともにいかなる現在を生きているのかを描くことを試みたい。

なおここでは，パナマ東部地域に暮らすエンベラを，南米の低地先住民に近づけて考察する。今日の地政学的観点からみてパナマは中米地域に位置するが，先住民を対象にするときには必ずしも南米と中米という地政学的区分に準ずる必要があるわけではない。後述のとおり，パナマのエンベラも，歴史的には現在のコロンビア領チョコ県に暮らしていた先住民である。言語学的には独立したチョコ語族というグループに含まれるものの，その神話や社会組織など社会文化的観点からは，アマゾニア地域の先住民との親近性が指摘されている（Vasco 1985; レヴィ＝ストロース 1997）。エンベラと同じくパナマ東部に暮らす先住民グナについても，南米のアマゾニア地域先住民研究の枠組みで議論が重ねられている（Fortis 2013; Gow and Miragrotti 2012）。これらに加え，もともと現在のパナマ領はコロンビア独立直後にはコロンビア領に含まれていたことにも鑑みると，エンベラをパナマの先住民であるからといって中米の先住民として扱わなければならない理由はないと判断できる。

1.2　境界線という主題

上述の関心のもと，本稿では現在のエンベラの生活に見られる，二つのたぐいの境界線を取り上げる。ひとつは，集団的な土地に対する権利の及ぶ範囲を定める境界線である。これは，パナマ国内の行政制度のひとつである，先住民を対象とする特別区（Comarca）の境界線である。もうひとつは，農業のための土地利用に際して引かれる境界線であり，それは各人の所有区画を定めている。これら二つの線の役割は全く異なるが，いずれも生活領域に実際に引かれる境界線である。

それらのうち，前者は国家の定める法に従うものであり，上から認められた集団的権利と同時に，差異化された集団であることを示す線である。対して後者は，国家や包摂社会との関係よりも，主にエンベラ同士の関係において意味を持つ線である。なぜなら，特別区内にあるエンベラの所有区画は，徴税等による国家の直接的な管理対象にはならず，土地所有の主張は，特別区内の土地を利用する別のエンベラに向けられているからである。そのいずれもが，エンベラにとって新奇なものである。

20 世紀末からの多文化主義的状況のもとでは，土地の境界線を引くことは，先住民にとって差異をめぐる政治の目的と考えられることが多い。例えば，ラテンアメリカのみならず全世界の先住民に「共通する土台」を見つけ「議論の武器を考案する」ものだったと評しながら，先住民の権利に関する国連宣言を準備した作業部会の言論を分析したアンドレア・ミュエルバッハによれば，先住民を「特定の場所や土地で暮らし，そこを利用する文化的共同体」としてイメージさせることに，その特徴はある。国民国家的統一体の内部に，民族的かつ領土的な分割を生む線として，境界線が考えられているということだ（Muehlebach 2001）。また，ブラジル北東部の先住民コミュニティについて，領土の境界画定とその承認を求める取り組みを民族生成の現象として論じたジョアン・パチェコ・デ・オリヴェイラは，アイデンティティ構築を論じていると受け止めたフレデリック・バルトによるエスニック・バウンダリー論を，政治的組織化の問題にも敷衍することを目指した。「定められた領土的基盤（base territorial fixa）」を重要な要素とするそのアイデンティティの政治は，何よりも国民国家内部における差異の政治でもある。文化的差異によって全体から弁別される集団的アイデン

ティティを構築するプロセスが領土画定の承認のプロセスにある，というわけである（Pacheco de Oliveira 1998）。

これらはいずれも，差異の政治や文化的アイデンティティの政治と言われた問題のなかで，境界線の働きを捉える議論と言えるだろう。ところが，境界線の働きをそのように位置づける前提には，その社会での生き方は国家によって条件づけられているという見立てがあると，ヴィヴェイロス・デ・カストロは批判をする（Viveiros de Castro 1999: 200–201）。これらの考え方が，境界線の作用を包摂社会や国家との関係に位置付けているのは確かだろう。だからこそ，もっぱらその作用には，全体に包摂される部分の明示が想定されている。しかしキリックの議論が示すように，土地に引かれる境界線に対する先住民自身の理解や使用が，いつもその枠組みに収まるとは限らない。

もちろん，差異の政治の議論に描かれる境界画定の作用はエンベラにとって無縁である，ということではない。エンベラも，特別区の境界線を通して相互排他的に他者を位置づけ，集団的アイデンティティを確立する。だからといって，それが境界線の作用の全てであるとあらかじめ断定することはできないだろう。

そこで本論では，所有区画の境界線を主に考察しながら，特別区の境界線にも特徴が共通していることを描き出すという方法をとる。特別区の境界と同じように新奇なものであるが，国家などの包摂社会を前提にしない状況で引かれるこちらの境界線にまつわる事象に目を向けることで，境界画定と集団的自己画定を結びつける境界線の考え方の外にあるかもしれない境界線のあり方を，エンベラがそれを用いる実践やそれに向ける批判的見解から読み解くことがその狙いである。ただしここで取り上げるエンベラの考え方は，一義的に伝統的と形容できるものではない。エンベラ自身がそれを新しいものとして位置づけており，その新奇性については 4 節 3 項にて述べる。

そのうえで，これら二つの線を重ねることで，エスニック・バウンダリーとして考えられがちな特別区の境界線の異なる側面が浮かび上がる。特別区の境界線にあるこうした面の記述は，前項に挙げた問いへの回答になるだろう。国家による境界画定の状況下に想定されるものの外で，その状況が実際に生きられている様相を捉えることになるからである。

1.3　所有に関する人類学的議論

エンベラによる境界線の位置づけを考えるにあたって，所有に関する近年の人類学的議論を参考にしたい。エンベラにおける土地の境界設定が土地所有の問題にもかかわるためでもあるが，それだけが理由ではない。これらの議論の背景には，遺伝子情報や著作権，文化，伝統的生態学的知識，水資源や炭素などの新たな所有物の形成や社会主義からの体制移行など，所有の対象になる事物が増え，変わってゆく社会状況があり（Hirsch 2010; Strang and Busse 2011; von Benda-Beckman et al. 2006），それは，本稿が問うエンベラの現代的状況にも通じる点だからである。所有をめぐる新奇な社会状況を人類学的に問うという点で，これらの所有論と本稿の取り組みは交差する。

これら議論が振り返るように，所有は人類学の古典的議論でもある（Hann 1998; Busse 2012）。なかでも，所有を諸権利の束と捉えることで，利用権（*usus*），用益権（*fructus*），処分権（*absus*）などの諸権利をひとつにする私有を相対化し，それぞれの社会に固有の所有の形態を論じることや，事物を介する人格間の諸関係という観点から，所有を社会形態の分析視角として活用する議論が重ねられてきた（Hann 1998: 8; 26–27）。

こうした議論に代わる近年の所有論では，その視角が批判されている。例えば，松村圭一郎によれば，法的用語等で明確に分けられる類型にそのまま現実が対応するとは限らず，それら用語を記述に用いるのが無意味になる状況が，土地所有について見られる（松村 2007: 16–20）。松村は，そもそも所有の意味するところはその対象によって大きく変わるという視座に立ち，所有を権威，呪力，財力，暴力や威圧など，多様なたぐいの力とともにかたちづくられる現象として記述している（松村 2007）。

またクリス・ハンは，人格的関係を調整する権利や法によって，つまり社会関係という面に限定して所有を考えることはできないと提起し（Hann 1998: 4–5），カロリーヌ・ハンフェリーとキャサリーヌ・ヴェルデリーは，所有の定義に組み込まれている「人格」や「事物」などの概念には普遍的なかたちはなく，歴史的文脈や文化に応じて変わりうることを指摘している。例えば，従来の所有論で想定される人格の概念は区切られた統一体としてのそれだが，人格概念のそうした

理解にも歴史的起源がある可能性が，メラネシアにおける「分割される人格」という人格論との対比によって示唆されている（Humphery and Verdery 2004: 6–7）。マーク・ブッセもまたハンフェリーらと同じように，人格などの所有の構成要素となる概念を，歴史的起源があるものとして受け止める必要性を指摘している（Busse 2012: 111–112）。所有を構成する諸概念を再帰的考察に付すこれらの議論は，従来の類型的議論がそれら諸概念の不変性を前提にするのを問題化している。

確定された諸概念を前提とする権利中心の見方などの，既成の枠組みの外にでて所有について考えなおす実践が，新たな所有物が生じる社会状況にあわせて行なわれている。所有という定められた枠組みから多様な現実を読み解き，所有形態の諸類型と対応させるというよりも，所有という事象がいかに生じるのかを明示する枠組みをつくることを目指すこうした取り組みのひとつが，所有を関係論的に捉えるものである（Hann 1998）[5]。関係を論点に所有を考えるのも，いかにその関係性が構築されるのかを問うことで，その関係に加えて，関係づけられる対象や主体がかたちづくられるプロセスの記述・分析に主眼を置くためである。そこで重視される所有の諸側面のひとつが，事物との関係である（Hann 1998: 5）。そこで，「領有 appropriation」や「占有 possession」といった所有に近接する概念から，所有を考える意義が指摘されるようになった（Humphery and Verdery 2004: 5, 14–15; Busse and Strang 2011）。

占有は所有と密接に関係し，所有の前提になることもある。だからといって，これらは常に一致するわけではない。沖公祐はその二つの概念を，次のように分節する。「所有」が他の人格に対して主張される処分権でもあるのに対して，「占有」は主体が持つ対象との関係が持続的に築かれている状態のことである。「所有」はほかの人格の排除を想定するが，占有自体が別人格に対する排他性を常に伴うわけではない。封建的土地所有のように，占有する主体と処分権を有する所有主体が異なる人格によって担われることもある（沖 2014: 242–245）。

このような所有と占有の分節において前景化するのは，事物との関係性，そして事物と主体を結ぶ，働きかけの行為としての領有である。ハンは所有対象の「事物性 thingsness」という面が，権利中心の見方をとらない文化間比較において重要な論点のひとつになることを，ハンフェリーらは「事物性」の観念がそもそも相対的でありうることをそれぞれ指摘するが，これらの見方こそ，従来所有関

係に入ってこなかった事物が所有対象──遺伝情報など──として形成されつつある社会状況に応じるものだろう。そのような状況では，ある事物が所有物として対象化される過程や諸条件が，まさにその事物とのかかわりから問われなければならない。所有対象とするには，何がなされなければならないのか。特定の事物に対する占有状況はいかに生じるのか。これらの点は対象の物質性と不可分であり，その関係を構築する働きかけもまた，それに応じて異なったかたちをとるだろう。すなわち，事物が所有対象になる，その対象化のプロセスや諸条件を通して所有関係の構築を描くことは，所有をめぐる状況の変化に応じた記述の方法のひとつである。

こうした人類学の議論動向を受けて，南米低地の先住民を対象とする民族誌・人類学の分野でも，所有の議論がなされている（Brightman et al. 2016 など）。そこでは，ハンフェリーらが提唱する所有の構成要素となる諸概念の再帰的考察も含む仕方で，アマゾニア地域に特有の「所有」の観念が描かれている。なかでも重要なのはファウストによる議論である。カルロス・ファウストによれば，アマゾニアには広く「所有者－主人」というカテゴリーが見られ，そのカテゴリーを通して所有がまさに関係として考えられている。所有の関係は完全な事物性を前提にせず，別の人格性や行為主体性を備えるものに対応する活動から生じる（Fausto 2008）。

ファウストが描出したその一般的カテゴリーを，それぞれの民族誌的事実にあわせて分岐させる議論が，その後も積み重ねられている（cf. Brightman 2010; Costa 2010; Brightman et al. 2016）。例えばファビアーナ・マイッザは，ブラジルのアマゾニア地域の先住民ジャラワラにおける栽培植物と人の関係を，「所有者－主人」の議論を踏まえて記述する。ジャラワラに見られるその関係は「世話をする（cuidar）」ことから生じるが，その関係には，結びついている二者を互いにつなぐという意味での「引き付ける／誘惑する（sedução）」という側面がある（Maizza 2014）。このようにして，所有関係の帯びる特徴やその含みを描く試みが進められている。

これらアマゾニアの議論は，後にエンベラにおける土地所有の現状を論じるにあたって詳しく取り上げるが，そこから所有対象との関係構築を具体的な行為から考えるという方法を取り出すことができる。この観点を用いることによって，

その所有関係の構築や対象化の実践において土地の境界線の働きを考える。こうして，境界線を要する新たな所有と，従来の所有のありようとの比較とそれらの関係性が考えられるようになる。

このような仕方で土地所有の境界線を掘り下げながら，エンベラ自身の考えや実践から生み出される境界線の特性を明らかにしていきたい。所有区画の境界線の特性は，役割の異なる特別区の境界線にも通じているが，そこから，エスニック・バウンダリーとは異なる特別区の境界線の一面が浮かび上がる。それを肯定的に捉えることは，エンベラが実践的につくる境界線のありようを記すことになり，それが新奇なもののある状況の記述となる。

具体的な構成は以下の通りである。2 節では調査地について，とりわけ境界線と関連させたかたちで，3 節では問題にする二つの境界線について，それぞれ基本的な点を紹介する。4 節と 5 節では，所有区画の境界線の特徴を，集落 B における土地所有の民族誌的事象から記述分析する。その過程で，境界線を要する土地所有が新奇なものであることも示される。それを踏まえて，従来の所有のあり方を考察するのが 6 節である。7 節では，新奇な所有と従来の所有の関係性の考察を経て，二つの境界線に共通の独特な排除の作用を描出する。そして 8 節で，エスニック・バウンダリーには収まらない特別区の境界線のありようから彼らの現在を描くことによって，本論の関心に対する解答としたい。

2　調査対象について

2.1　先住民エンベラについて

先住民エンベラは，コロンビア太平洋岸地方を中心に，北はパナマ共和国東部地方，南はエクアドル共和国の太平洋岸北部地方に至る広い地帯に暮らしている。16 世紀に現在のコロンビア領チョコ地方にスペイン人が入植を始めた当時は，エンベラの居住地域はチョコ地方を北に向かって流れるアトラト川流域と，西に向かい太平洋に注ぐサンフアン川の上流域に限られていた。当時すでにエンベラは，オリエンテ山脈で生活する集団と低地に暮らす集団に分かれていた。後者が，のちにパナマ地峡帯にまで拡散する集団である（今日コロンビア共和国で

はエンベラ・ドビダとして知られている）。植民地初期は，エンベラを含むチョコ地方の先住民が蜂起を含む激しい抵抗を見せたため，入植活動は進まなかった。しかし，17 世紀の後半になると，チョコ地方の豊かな金鉱開発を目的に植民事業が進む。多くの黒人奴隷を導入しながら植民地体制が確立されると，エンベラのなかには食糧生産等の面でその体制にかかわる集団も現れるが，多くはその統治が及ばないところへと移動し，なかにはパナマ地峡帯のある北へ向かう集団もあった（Vargas 1998）。18 世紀には現在のパナマ領に暮らしていたと言われ，人類学者レイナ・トーレス・デ・アラウスは探検記などの資料をもとに，地峡帯へのエンベラの移住が増加したのは 19 世紀後半と推定している。トーレス・デ・アラウスは 20 世紀半ばにパナマ領のエンベラについて人類学的調査を行なったが，エンベラの社会組織を，首長の限定的政治権力，世帯ごとの家屋のあいだに徒歩で数十分はかかる距離を保つ居住様式，別の場所に移動するというコンフリクトの解決策といったかたちをとって現れる，分散的傾向によって特徴づけている（Torres de Arauz 1966）。つまりエンベラは，空間的に生活領域を広げながらその歴史を生きてきたのであり，その社会では，集結よりも分散の動きが顕著である。

こうした足跡を残してきたパナマのエンベラにとっての土地の境界について，20 世紀終わりまでの人類学的研究は多くを記してはいない。トーレス・デ・アラウスは，「農業」や「所有物」という項目を立てて簡潔な記述を残している。そこには，婚出し生来の地を離れた女性も，生来の地の土地を利用し続けることなど土地利用についての記述がある一方で（Torres de Arauz 1966: 25–28; 75–76），境界の設定等についての記述はない。トーレス・デ・アラウスと同じ時期にパナマのエンベラを調査した人類学者ルイス・ファロンも土地所有を主題にする論文を記しているが，やはり所有範囲を定める境界線に関する記述は残されていない（Faron 1962）[6]。また特別区（Comarca）の制定時期である 1980 年代初頭に調査を行なった地理学者ピーター・ハーリーも，境界線の画定については論じていない（Herlihy 1986: 187; 190–216）。同じ時期に調査をした人類学者ステファニー・ケーンは，ある場所で杭が区画の境界線の目印になっていること記しているが，その記述と対応する図では，その境界線は途中で消えている（Kane 1986: 139–141; map.6）。ただしケーンの記述を読む限り，それは対立が意識される状況

でとられた措置であり，特殊なケースともとれる。また 6 節で取り上げる，同じ著者による土地所有の一般的分析では，境界線は所有関係の構成要素として特別に注意を引いているようには思われず，言及なしに記述は進む。いずれにしてもこれら先行研究から，特別区制定前のエンベラの生活において，境界線が土地利用を語るのに不可欠となるほどに重要であったわけではないといえるだろう。そして，これら先行研究の記述における土地所有をめぐる境界線の不在は，本論で取り上げる今日のエンベラの生活とは対照的である（ケーンの研究以降，人類学的調査は 2000 年代に入るまでほぼなされていない）。

世帯ごとに分散して居住する生活様式は，1950 年代に始まる学校教育の導入をきっかけに，集住へと変化する（Herlihy 1986）。これに少し遅れて関心を集めるようになったのが，特別区制度である。この特別区制度が，エスニック・バウンダリーと境界画定として作用する線を，エンベラの生活領域にもたらしている。

2.2　特別区制度

特別区は，先住民に土地に対する集合的権利を承認するパナマ特有の行政制度である。先住民自身を構成員とする組織を地方行政機構として定めるもので，その機構の構成も法文に明記されたところに従わなければならない。その機構が統治する地理的範囲の境界線も，法的に定められている。特別区として認定された範囲の土地には，先住民の集団的権利が認められる。つまり特別区は行政区でも，先住民の土地に対する権利が社会的・制度的に具体化される場でもある。エンベラを対象とする特別区（エンベラ＝ウォウナン特別区）は 1983 年に制定されたが（Ley 22 De 8 De Noviembre 1983 por la cual se crea la Comarca Emberá de Darién）[7]，これは，1938 年に定められたサンブラス特別区（現在はグナ・ヤラ特別区に名前を変えている）に続く，パナマ共和国内第二の特別区である（近藤 2013）。一般的に特別区は，複数の集落を包摂する広範な地域を先住民の居住する単一の行政地域として定めている[8]。エンベラの場合はその設置に併せて，従来は存在しなかった規模の政治組織が組織され，地方行政機構となった。

エンベラ＝ウォウナン特別区は，サンブー川（*Rio Sambú*）流域のサンブー区（*Distrito Sambú*）と，そこから離れたチュクナケ川（*Rio chuqunaque*）流域などを対象とするセマコ区（*Distrito Cemaco*）の 2 箇所に分かれている（図 1）。サン

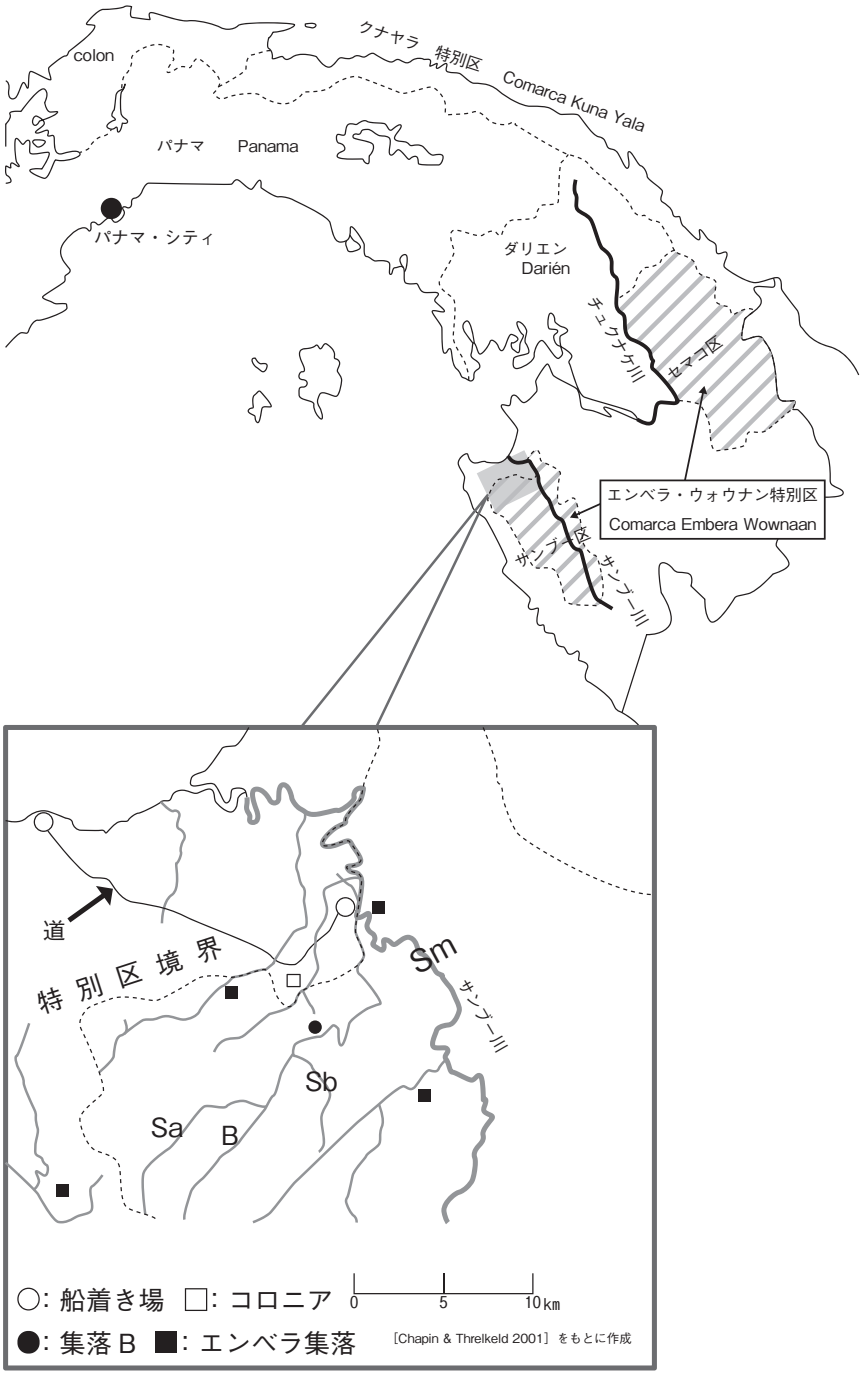

図 1　パナマ東部地域行政区分と集落 B 周辺地図

ブー区には 14 の，セマコ区には 29 の集落がある。特別区全体を統括するのは総評議会（*Congreso General*）であり，それぞれの区には区議会（*Congreso Regional*），各集落には代表者である地元議会（*Congreso local*）が設置される。図 1 にあるように，区のレベルまでは境界が定められている。これら境界線は先の 1983 年の法文を通して画定されているのに対して，集落間の境界に関する条項は同法文には存在しない。集落ごとの領土を定める境界線が，従来のエンベラの社会生活において想定されてこなかったことに加え，特別区制定に際して集落に明確に土地を配分する必然性もなかった。

特別区制定に不可欠な法文の草案作成には相当の時間がかかっている。そもそも 1950 年代にはエンベラ特別区の構想が持ち上がっていたが，法制定に向けた準備が始められたのは 1968 年に現在の評議会体制が導入されてからであり，そこから数えても 1983 年の法制定までに約 15 年が経過している。これほどの時間を要した経緯の全体像を示すことは難しいが，その理由のひとつは，法文草案の準備をしていた非先住民の担当者が個人的な都合により協力できなくなり，代わりの人材が見つからなかったことであったという。こう話してくれたのは，特別区制定当時を知る，サンブー区の境界地帯にある集落 B の住民バルテニオ（仮名。以下集落 B の人物名は全て仮名）である。

バルテニオの話にはもうひとつ興味深いことがある。特別区の法案作成に時間がかかっているあいだに，集落 B のそばにある境界線の原案が何度か変更されており，その度に，特別区の領域が狭められたというのだ。このようなことが起こった背景には，この地域に特有の歴史的な人口動態がある。

現在の集落 B のそばには，パナマ西部からやってきた入植者たち（以下，コロノ）の村がある。コロノの村に最初の家族が 1950 年代にやってくると，1960 年代終わりには，コロノはその数を増やすようになっていた（Bilbao et al. 1979）。現在では，このコロノの村とは別にもうひとつコロノの村があるほか，村落の外に住居を構えるコロノもいる。彼らの多くは牧畜を営んでおり，森林を切り開くと数年耕作地として利用し，牧草地に変えるという仕方で土地を利用する。そのため彼らの利用地は，拡大し続けている。

コロノらが今日のサンブー区周辺に住むようになったのはちょうど，特別区の議論が始まった頃にあたり，準備期間のあいだにコロノの数は増え，利用する土

地が拡大していった。イオン・ビルバオ，リカルド・ファージャとエドゥアルド・バルデスによれば，1975 年にすでにエンベラが政府に対して，コロノたちが勝手に土地を利用していることを制限するよう求める手紙を送っていたこと（Bilbao et al. 1979: 105），また，コロノとエンベラのあいだには土地利用をめぐる諍いがあり，エンベラの土地利用に対してコロノが脅しをかけるといったことがあった（Bilbao et al. 1979: 110–116）。そして現在のサンブー区内には，ビルバオの報告にはない場所にまでコロノの住居は建てられている。

1983 年に制定された法文は，特別区の領土は集団としての先住民に帰属すると定めている。しかし，そのことを述べる条項のなかで，特別区制定以前に特別区内に所有が確認されている非先住民の土地については，先住民組織と政府当局双方への申告の上での継続的占有と権利譲渡とが認められている。

しかし，3 節 1 項で後述するように，コロノの特別区内での土地利用の全てが合法的と言えるわけではなく，現在では不法利用が横行している。部分的には合法であるというあいまいさの残る状況下で，特別区の境界線によって，エンベラとコロノのそれぞれは，相互排他的な集団として位置づけられるようになっている。とりわけそれが顕著になったひとつの場面が，コロノによる違法な利用が常態となる状況を変えんと，エンベラが手にする行政権の行使を試みたときのこと，不法利用者の強制退去処分が執られたときのことである。

2.3　調査地の概要

さて筆者はその集落 B で調査を行なってきた。2009 年 1 月の時点で，世帯数 93，人口約 500 人で，サンブー区では二番目に規模が大きい。サンブー区のある一帯は，首都や他地域を結ぶ陸上交通インフラの整備が進んでいない。だが，非先住民人口との接触は日常的に見られる。先述のコロノの村のほかにも，特に湾岸地帯には歴史的にはコロノらよりも先にこの地域で暮らしていた，逃亡奴隷の子孫とされるアフリカ系の人びとが暮らす集落がある。

集落 B は，この一帯にある二つの船着き場（首都からの商品や人を不定期に運ぶ船が寄港する）のある町と，この一帯の集落を結ぶ道路でつながっており，集落 B とそれらの町のあいだで，人や事物が頻繁に往来する。例えば集落 B のエンベラは，港町で水揚げされた海魚を日常的に消費しているし，港町とパナマ

シティを就航する商船から購入した物品を売る小売店やビールを売る酒場も集落Bには存在する（調査に行く度に，その数は変わっていた）。教員や保健所の職員，地方行政の助役など公務によって収入を得る者もいるほか，首都などで働く家族からの仕送り，高齢者・障害者に対する福祉的給付，優秀な学童に対する給付型奨学金も重要な現金収入源となっている。一方で，コメ，プラタノ，トウモロコシを中心とする焼畑耕作が営まれ，川での漁撈も行なわれている。十代後半～四十代の男性を中心に狩猟を実践する者も多数おり，森を利用する活動は，現代のエンベラにとっても生活の重要な一部である。

パナマ国内での現地調査は，2009年から始め2018年1月までのあいだに8度ほど行なった。このうち集落Bにおける土地利用の調査は主に2009年7月からの滞在期間に進めたが，その後の滞在期間にも，聞き取りや利用状況の確認等は継続的に行なっている。

当初は，土地利用を集落Bの人びとの所有区画の配置を通して考えるために，GPS機器を用いて調査をすることを想定していた。しかし長い期間放置された休耕地も所有区画と考えられていること，そこにアクセスする小径はないことなどから，その情報を取りまとめるのは事実上不可能であるように思われた。さらに何よりも，エンベラでは，所有区画はいくつかの点を結び囲い込まれたものとしてイメージされているわけではないと気づき，それとは異なる仕方で所有は捉えられなければならないと考えるようになった。

GPS機器を用いて，区画の点を集める代わりに重要だったのが，集落Bの周囲をさまざまな人と歩きながら，自身のあるいは近辺の所有区画の利用状況や経緯などを聞き取るという方法である。図1にあるように，集落Bは上流で二つの川が合流するSb川の中流に位置している。1960年代初頭の集落Bの形成以前は，Sb川を含め三つの河川流域に人びとは住居を構えていたが，それらかつての居住域には利用区画が改めて見られるようになっている。集落B形成前に住居を構えていたところを，当時には子どもだった人物が用いるようになるか，あるいは，集落Bの移住後にも継続的にその場が利用されているためである。また，集落Bから河川合流点までの区域についても，利用開始時期の観点から，右岸と左岸のあいだに明確な違いがある。Sb川左岸を除く4つの区域の複数にまたがって区画を持つ人物は多くはない。そこで，それぞれの区画を複数の人

と，異なる機会を設けてともに歩くことにした。同じ場所を何度も訪れる作業をとおして，区画の所有について重要な論点として浮かび上がってきたのが，境界線の設定である。

3　二つの境界線

3.1　特別区の境界線

まずは特別区の境界線について見てみよう。図 1 にもあるように，特別区には明確な境界線がある。法文に規定されるその境界線は，現在ではさまざまな地図等にも転記されるが，その線を法文や地図などの媒体・平面だけではなく実際の環境にも銘記する活動が行なわれている。現地で「境界の除草 la limpieza del límite」と呼ばれるこの活動は，特別区のそれぞれの区において，地区評議会や集落の首長らを中心に定期的に組織される。サンブー区の場合では，Sm 川下流域にある集落 B と周辺の二つの集落が，コロノの生活圏と接する一帯の境界を除草する[9)]。集落 B の場合この除草作業は，「集落の清掃」を除けば，唯一の集落規模の共同作業である。もっとも境界線がその方法によって引かれるのはコロノの生活圏と接する一帯のみで，コロノのいない Sm 川上流ではそのような活動は行なわれない。境界線を引く活動は非先住民人口の存在を前提とする。この二つのグループは，この線をめぐり対立する立場を形成している。先住民たちはその線の存在を尊重し主張するが，コロノたちはその線を否認する。エンベラの権利がある領域をコロノの自由にはならない領域として定める境界線によって二つの集団は，あるか無いかを争う，相容れることのない二つの立場に分かれている。

集落 B の人びとによれば，除草される一帯に果樹や材木としての利用価値のある樹種の若木を数多く植えたこともあった。それらが，境界線の目印にもなるのを期待してのことである。しかしながらそれらが効果を発揮することはなかった。なぜなら，成長する前にコロノによって切り倒されてしまったからである。境界線を可視化するはずの事物を切り倒すというこのコロノの行為を，集落 B の人びとは，特別区の境界の存在を否認する行為と受け止めている。

しかしなぜ，「コロノは特別区を否認する意志がある」と，エンベラの人びと

は考えているのだろうか。コロノたちのなかには特別区境界内に土地を持つ人物がいることは特別区の制定時から知られており，法文においてもその権利は認められている。こうした事実は，エンベラのあいだでも周知されている。それにもかかわらず，コロノが特別区を否定しているとエンベラが考えるのには，それなりの理由がある。今日特別区内にあるコロノが利用する区画のほとんどは，特別区制定後に利用されるようになった土地をはじめ，権利承認の必要条件が満たされていない状態にある。非先住民人口による特別区利用の合法性は，区画を特別区以前に所持していたという事実が文書をもって証明されたうえに，その事実が先住民評議会に報告されてきたかどうかにかかっている。2011 年には，そうした違法利用者を強制退去させる行政措置が取られているが，そのために集約された情報によれば，文書をもって合法性を主張できた利用者は全体の 1/4 に満たない。この状況下では，多くのコロノにとって特別区は実在すると困るものとなる。そこでコロノたちは一枚岩となって，境界線の目印となる果樹を切り倒したというのが，集落 B の人びとによるコロノの行為の理解である[10)]。

2011 年 8 月に執行された先の処分は，実現のための作業に着手した段階で政治的圧力を受け，十分な成果をあげるには至らなかった。結局のところ 2018 年 1 月現在までも不法利用は継続されているが，今日では一連の取り組みは土地をめぐる闘争の主要な出来事として記憶されている。実際に退去処分そのものを住民が担ったこともあり，実施の前々日から特別区全土から多数のエンベラが集落 B に集まっていた。そのときに何度も開かれた集会やその時期の人びとの会話では，コロノ全体がひとつの不法利用集団として同定され，それと対立する立場にある集団としてエンベラを自己画定する言説が繰り返された（近藤 2013）。その対立は，土地の利用法の違い（4 節 1 項にて後述），あるいは「人種（raza）」[11)]の違いとしても表明されていた。

一方で，その処分の執行に着手すると，この事象を対立する集団間の「民族問題」と位置づける言論が見られるようになった。全国紙や地域研究者による記述，そして，この処分が延期され，その妥当性が法廷で争われた際の判決文などである。こうして，特別区の境界線は，先住民の権利が認められる土地の範囲を定めるとともに，コロノとエンベラを相互排他的に自己画定する集団に分かつエスニック・バウンダリーとして，社会的にも機能するようになっている（Kondo

2016）[12]。

その境界線の有無をめぐって二つの民族集団が対立する立場にあるからこそ，除草は重要な価値を帯びるようになる。本来的には，境界線が除草によって可視化されなくとも，特別区の法的効力を左右することはないはずである。それにもかかわらず，多くの労力を要する活動が自発的に組織されるのは，掃除すること，すなわち何かを除去することが，その線を否認する人物に取消不能なものとして現前させるためであろう。併せて，国家の法に根拠のある権利も生活領域に現前する（はずである）。この意味で除草された線は，基準を満たさないコロノの土地利用が不可能になる範囲を定め，排除の働きを果たす（ことが期待される）装置でもあろう。

この排除という働きが，所有区画の境界線にも想定されている。この境界線は，特別区の境界とは異なりコロノの存在を前提としない状況でも引かれるもので，その働きは国家の法にも共同体の集団的権威にも裏打ちされていないが，やはりその区画の所有者以外を排除するためのものである。

ここからは，後者の境界線の働きを所有関係の問いと関連させて考えていくことにしたい。かつてはそれほど重視されていなかった所有区画の境界線は，今日のエンベラの土地所有において無視できないほど重要な役割を担っている。所有区画に不可欠となった境界線や，その線とともにつくられる所有関係はいかなるものなのかが，次項から 6 節までの大きな問いである。次項では，所有区画の境界線の基本的特徴を描くために，特別区の境界線の存在とエンベラのあいだでの土地所有が交差する状況下で組織された活動に目を向ける。

3.2　区画の境界線

エンベラによるその活動は，コロノによる特別区内の土地利用に対応するためになされた政府諸機構の作業に応じて組織された。2010 年 1 月に農牧開発省（Ministerio de Desarrollo Agropecuario），先住民政策局（Política Indígenista）などの省庁の職員から構成された調査チームが，集落 B 周辺のコロノによる土地利用状況を把握しその地図を製作する目的で，集落 B や近郊のエンベラ集落一帯を訪れることになっていた。そこで調査チームの到着に先立つ 2009 年 12 月に，集落 B の人びとは調査チームに提供するための情報収集活動を行なった[13]。具

体的に行なわれたのは，「境界の除草」がなされる一帯に数十人で赴き，事情を知る人物との協議を経て所有者を特定し，当時集落 B の首長であったワリントンがそれを記録することだった。

境界帯に行くまで筆者は，コロノの不当な利用状況について，その経緯を含めて整理をするものと考えていた。ところが，その作業から確定されたのは，エンベラによる土地所有状況だったのである（「除草」されている境界部分のそばにある不法利用区画はひとつしかなかった）。

この活動は，おおよそ次のようにして進んだ。特別区の境界帯――先述のとおり除草されている――を歩きながら，各区画の目印となる樹木等を見つけると，「ここまでが X の土地でこの先が Y の土地である」といったことを，その事実を知る人物――主には所有者本人――がワリントンに告げる。ワリントンは，ときに議論を経て整理される所有者の情報を，ノートに記録する。そのノートには，ノートの縦方向に並行する線が一本引かれていた。それは特別区境界線の表象で，各区画の境界線とされる場所に来ると，縦線＝特別区境界線に直交する横線がノートに書き加えられていく。その横線は，各区画の境界線を表象する。そして，一つの縦線と二つの横線のあいだの余白に，それが表象する区画の所有者の名前が記される。

こうした活動があったという事実に，エンベラの土地所有の基本的特徴を確認できる。「誰がどこに土地を所有しているのか」という事項について，各所有者が所有区画まで赴き情報整理がなされることからわかるように，土地利用の全体的状況は首長の立場にある人物の管理下にあるわけでもなければ，それらを記録し集約する機構もない。つまり，区や集落が土地の集合的所有主体としてその共有地を管理・所有し，その集団の各構成員に利用権や用益権を認めるといったタイプの共同体所有という形態をとっていない[14]。実際にこの活動中に，集落 B の隣にある集落からもひとりの男性がやって来た。彼は，生前集落 B に住んでいた父の土地を彼の死後に引き継いでいるが，集落 B に暮らすわけではない。しかしその人物が，こうした場面に姿を見せ区画の所有を主張することに，異議や反論が述べられることはなかった。ここにも，共同体保有といった所有形態が想定できないことが示されていよう。

さてこの活動中に，もうひとつ土地所有の諸条件を探る手がかりを与えてくれ

る，より具体的なやり取りを見ることができたので，二つそれを紹介する。いずれも，不確かな所有者を定めるためのやり取りである。

作業を進めるうちに，一行はいつのまにか二つの集団に分かれていた。ワリントンのいる集団に同行していると，長年使われておらず草木に覆われた区画にたどり着いた。ワリントンやその集団にいた者は，この区画の現在の所有者が誰であるのかを知らなかった。話し合いに数人が合流すると，30 年ほど前に別の集落に移住したサポという男性が移住前に利用していた場所だったことが明らかになった。一目見た限りでは農作物が植えられた痕跡も除草されている様子もなく，植生も森のようになりつつあったので，ワリントンたちは誰にも利用されていない場所だと考えた。そして偶然にも，その集団にサポのオイにあたるリベラルドがいた。そこでワリントンは「評議会はリベラルドを所有者として認定する」と宣言した。ところが，そのすぐ後にもうひとつの集団が合流すると，そちらにいたチェモが「誰も使っていなかったのでここは私が数年前に使うことにした」といった主張を始めた。すると先ほど宣言は即座に取り消され，口論などに発展することもなく，チェモがその区画の所有者だと認められることになった。事の顛末を見守っていた人びとのなかには，土地を獲得したと思った直後にそれを失ってしまったリベラルドに同情を示す者もいたが，判断自体が疑問視されることはなかった。

リベラルドとは対照的に，親子関係に基づく継承によって所有者となった人物もいる。ジルベルである。彼の父は 2005 年に死去しており，以降その区画は利用されていなかった。ジルベルはその区画は自らの父の土地であったと最初に申告したが，ワリントンが改めて，その土地の所有者がジルベルであるかと尋ねると，ジルベルは「使ってはいないけど，ひとまずジルベルの名前を書いておいてくれ」と答えた。後日，私がジルベルにこのことについて話を聞いたところ，彼は境界帯の区画をこれからも利用する気はないようだった。ジルベルは，別のところにある父の残した土地を，自身のものとして利用しているからである。

これらの判断から，所有の根拠を読み解くことができる。つまり，利用か継承は所有の根拠となる一方で，権威による承認はそうではないのである。リベラルドがつかの間土地を所有できたのは，継承の可能性が承認に先立って存在していたからである。ワリントンらの承認は元の所有者とリベラルドの親族関係ゆえの

継承可能性をなぞっただけであり，それ自体では所有の根拠にはならない。ベウフの表現を借りれば，土地所有は下から生じるものである。ただし，そうした所有の根拠となる利用と継承のあいだにも価値づけが存在する。二つのあいだでは，前者のほうが根拠として優勢である。それゆえに，直後に利用という条件に根拠のある所有によって，簡単に覆されてしまったのである。

3.3　囲い込まれない土地

ところで，ワリントンが境界線を引いたノートに所有者不在と記さずに，例外的な手法をとってまで個人の所有主体を特定し，住人たちがそのために協力するという一連のふるまいは，現在の利用状況を記録するというよりも，特別区の境界一帯は特定の個人に所有されているという事実を生み出すことに重きが置かれていたことを示していよう（ここにも集落が所有主体としては考えられていないことが，うかがえる）。コロノが特別区での土地利用を自己正当化する際に，エンベラの「生産能力の低さ」や「不真面目さ」を引き合いに出すこと，その根拠として土地が利用されているように見えないと述べていることを，集落 B の人びとは繰り返し述べる。そう抗弁する他者が意識される状況下では，誰のものでもない土地は奪われてしまうかもしれないものとなる。それを防ぐには，所有する人物を定め，彼以外の人物は排除されるべき空間として，その区画を位置づけなければならない。そしてワリントンのノートでは，排除による所有を成立させるその境界線を引く作業が実践されていた。

ただノートに描かれたこの図は，所有区画の境界線について，見逃すことのできない特徴も示している。前項にあるように，それぞれの区画は，一つの線分とそれに直交する二つの直線（起点はあるが終点は不明）のあいだの余白によって表象される。つまり所有区画の境界線は直線であり，それら直線によって囲われる区画は，長方形に似たかたちでイメージされている。

ただその長方形状の表象には，もうひとつ注目されるべき点がある。囲い込まれた状態にある土地を表象する長方形は，四辺によって構成されるのが普通であろう。ところが先述のとおり，この図は「特別区の境界線」を歩く活動によって制作された。「特別区の境界線」――同じく直線としてイメージされている――に，所有区画の境界線が直交する地点は確認されていたが，「特別区の境界」から見

たときの向こう側にまで赴いて，その線がどこまで続くのかを確認する作業，どこまでが所有区画であるのかを確定する作業はなされなかった。当然ながら，ノートにも，「特別区の境界線」の対辺となる縦線は描かれなかった。つまりワリントンのノートの区画は，三辺でしか描かれず，囲い込まれた空間としては表象されなかったのである。

この情報は，政府の調査チームに渡ることはなかった。調査チームの活動とのあいだには，調査対象がコロノに利用される土地だけであったことのほかにも食い違いがあった。調査チームは GPS 機器を用いて利用区画の位置を確定していた。そのために，（基本的には牛を飼う牧草地で有刺鉄線に囲われている）利用区画を囲い込む全ての辺の上を歩き続ける作業を行なった。これら区画を，境界線に囲われた余白として表象するその地図は，その空間についての議論をそこから離れたところで可能にする装置となる（はずだった）[15]。

それと比べると，ノートの図は，所有区画の地図としては不完全であるように思われる。どこまでが誰のものなのかが画定されず，区画の位置が完全には定まらないのに加え，地図と違い場所を問わずに使用できるわけではない。それは，「ここからは X の土地，ここからは Y の土地」という区分けの身ぶりを再現するためのメモと見るのが正確なのかもしれない。その描線の意味を開示するには，その図が表象する空間にいること，すなわち，特別区の境界線上に身を置くことが前提となるようなメモである。

ワリントンのメモと地図の違いについて，ティム・インゴルドの議論が参考になる。インゴルドは，刊行地図と道のりを教えるためなどの略図はともに空間についての描線だが，両者のあいだには大きな違いがあると論じている。その違いは，それらの描線を囲う枠線の有無によって生じる。略図は枠線に囲われていないことが多く，反対に，刊行地図はその図が「表示を引き受ける内側」とその外側の境目を記す枠線を伴う。この枠線の有無によって，地図に描かれる線は略図の線と質を大きく異にする。地図の描線は特定のコードに従い，枠線の内部に表象される空間を動きのないものとして描き出す。それに対して略図の線は，その場における運動を身ぶりにおいて反復するもので，その空間において生じる運動の軌跡の延長にある（インゴルド 2014: 136–137）。

ワリントンのノートに描かれた区画の境界線は，インゴルドの言う略図的描線

であり，それらを特別区の境界線上において，改めて身ぶりによって表象・再現するための装置である。図の描線が特定の場における身ぶりでもある境界線を再現しているのであれば，そこに未熟な地図製作能力が読み解かれるべきではない。むしろ，そうした身ぶりと結びつく土地の境界線とはいかなるものなのかを考える手がかりとして，その図は位置づけられるべきである。

こうした線の引き方で特徴的なのは，ある空間を所有物にする線から，囲い込まれた場が構成されないという点であろう。次節から土地所有の実践を通して，そうした特徴を持つ境界線の働きを検討したい。

4　土地利用における境界線

4.1　土地利用の仕方

境界線は，土地が所有されていることを記している。では，どのようにしたら土地を所有できるのだろうか。この問いに対する簡潔な解答を集落 B では聞くことができる。すなわち，自身の手で森から耕地（*monte*）を開けば，各人はその区画を所有できる。この前提にあるのは，森は文字通り誰のものでもないという理解である。自身の労働の産物としての土地を所有するというジョン・ロックの所有論を思わせるこの原則は，特別区設立直後の 1984 年にセマコ区の集落にて調査を行なったケーンも，集住以前からの慣習として記している（Kane 1986: 82）[16]。

エンベラは，焼畑耕作によって土地を利用する[17]。開墾作業は，時に親族や知人の労働力を借りて，乾季が終わるひと月からふた月前に行なわれる。焼畑に火入れをするにあたって，飛び火を防ぐための工夫が二つほどなされる。ひとつは四角に開墾した区画の縁から内側に，幅 2 メートルほどに枝や幹が残らないスペースを確保するというものである。もうひとつは，雨季の始まりに降る雨を待ち，雨が一度降った後に，少しあいだをおいて火を入れるというものである。

かつては，こうした共同作業を行なう場合，その土地の所有者となる人物は，トウモロコシを発酵させた酒や獲物の肉を準備し，作業従事者を宴会に招待することで労働に報いることもあったというが，近年では日当が支払われるか，一時

的に互助的活動が組織される。

切り開かれた土地に植えられるのは，陸稲であるコメ，トウモロコシ，プラタノなどに加え，キャッサバや現地でニャメ（*ñame*），ニャンピ（*ñampi*）と呼ばれるイモ類である[18]。これらの作物のうち，コメとトウモロコシが毎年新たな耕地を必要とする。コメ，トウモロコシに加え，プラタノも専用の耕地を必要とするために，耕地の位置がはっきりとわかる。これに対して，キャッサバやイモ類には専用の耕地はなく，トウモロコシやコメの耕作地，その周辺，あるいはかつて利用した区画に植える。なかには，集落にある家屋のそばに，それらを植える者もいる。

これらの主食となる作物を植える焼畑耕作地に加え，オレンジ，ヤシ，カカオ，アボカド，コーヒー，ナンセ（*nance*），そしてソフトボール大の実をつけるボロホ（*borojo*）という果樹が植えられる土地もある[19]。集落を形成する以前は，家屋のそばに多くの樹木が植えられていたが（Kane 1986: 139–141），集住するようになった集落 B では数本程度にとどまる。例外は集落 B がつくられた場所に親が家をもっていた女性で，彼女は集落 B にある家屋のほか集落周辺にオレンジの果樹林を持っている。それは，親から継承したものである。そのほかの果樹林は基本的に，集落形成以前にあった親の家の周辺をはじめ，集落から離れた地点にある。

コメ，トウモロコシとプラタノは，成長過程の違いから耕作地の利用期間が異なる。コメ，トウモロコシは一年草である。多くの場合は一年ごとに別の場所に植えられる。一方でプラタノについては，基本的に同じ場所が利用される。5 メートル以上の高さに成長し，上部に可食部のなるプラタノは，収穫に際してそれを切り倒さなければならないが，新芽が親株のすぐわきから自生する。つまり，種を植えることなく同じ場所で再生産される。そのため，「プラタノは死なない」と言われることさえある。セマコ区に比べてプラタノが生育しにくいと言われるサンブー区にある集落 B でも，少なくとも 10 年ほどは同じ場所でプラタノ栽培は継続されるという。もっともプラタノの成長と継続的な自生には，定期的な除草が欠かせず，それを怠ればプラタノは育たなくなる。オレンジやコーヒーなどの果樹も，プラタノと同じように，定期的な除草というかたちでの世話を必要とする。一方で，カカオなど人の手が及ばなくなってからも生き残る果樹

もある。

農作業は基本的に世帯単位の活動である。夫婦がともに農作業をすることが多いのだが，若い世代の場合には農作業をしない女性も増えている。農作業をしない女性たちは，家庭の仕事や観光客向けの民芸品製作（仲買人が集落 B まで購入にやってくる）こそが女性の仕事であると表明する。区画を開く作業は男性が中心になるため，区画の所有者は男性であることが多い。しかしこれは女性が区画の所有者になれないことを意味しない。集落 B では土地の継承が一般的で，女性が継承することもある（1960 年に調査を行なったファロンも，女性による継承について記している（Faron 1962: 31））。収穫など人手が必要になる場合には，婚出した子どもたちや兄弟のあいだで一時的に互助的活動が組織されることもある。しかしその場合も，それぞれの世帯の区画は区別されており，複数の世帯にまたがる集合的所有主体が形成されることはない。

土地利用状況に関する語彙には，エンベラ語だけではなく，語用論的に独特な意味合いのあるスペイン語も用いられる（表 1 参照）。森は，エンベラ語ではオイ（*oi*），スペイン語ではモンテ・ビルヘン（*monte virgen*）と言う。モンテ・ビルヘンを文字通り翻訳すれば処女林となる。一度利用された区画もある程度の期間（15 ～ 20 年以上）放置されるとオイやモンテ・ビルヘンになると見なす人物もいたが，基本的にはそうは考えられていない。モンテ・ビルヘンは，耕地を指すモンテ（*monte*）というスペイン語に対置される。こちらに対応するエンベラ語にエフワ（*efuwa*）があると教えてくれる人もいたが，正確には語用論的注釈がいる。エフワ自体は多義語で，それ自体では地面や地上の世界を意味する。この語が耕地を指示するのは，（主格・所有格）人称代名詞，例えば一人称代名詞のム（*mu*）と結びつき，ム・エフワ（*mu efuwa*　文字通りに訳せば私の土地）と言われるときのことである[20]。モンテ（以下，耕地と表記）は主にコメ，トウ

表 1　土地利用カテゴリー

	エンベラ語	スペイン語
森	*oi*	monte virgen
耕作地	（*mu efuwa*）	monte
休耕地	rastrojo	
果樹林	*neu*	finca

モロコシなど年周期の作物の植えられた場所を指す。一方，長期にわたって同じ場所にある果樹林にはネウ（*neu*）というエンベラ語，フィンカ（*finca*）というスペイン語があてられる。フィンカには不動産・農場といった意味もあるが，エンベラの人びとは，果樹が植えられた区画を指示するのにその語を用いる。かつて耕地や果樹林だった場所は，ラトロホ（*rastrojo*）と呼ばれる（以下，休耕地と表記）。この語は切り株等を意味するスペイン語が訛音したものだが，それがエンベラ語だと理解されている。休耕地とは，一度森から切り開かれた土地のことで，耕地や果樹林と同様に所有主体が想定される区画である。10 年ほどすると再び耕地に利用されることがある。

エンベラの人びとは，休耕地の点からコロノの土地利用とエンベラのそれを明確に区別する。コロノは耕作地を牧草地に変えてしまうため，休耕地はあまり残らない。一方エンベラは，耕地を休耕地にすることで植生の回復を待ち，多様な植物のある空間を維持する。休耕地には，暮らしの上で必要な植物や薪木を採りに行くことができる。ただ休耕地は同じ所有者が必ず耕地として再利用するとは限らず，そうならないことがあることは経験的に知られている。また，土地所有者ではない人物が治療などに使う植物や薪木などを休耕地から持っていったとしても，問題視されることはない。

原則として，耕地，休耕地，果樹林のいずれもが，そこを開いた人物が所有する区画と見なされる。休耕地のなかには長らく使用されていないため見た目には植生が森のように回復しつつあるところもあるが，そうした場であっても別の人物が無断で利用しはじめると元の所有者とのあいだに問題を引き起こしかねない。そのため集落 B 周辺では所有区画は増加し続けている。

集落 B の周辺一帯は土地利用の規模と形態に応じておおまかに二つのゾーンに分けられる。ひとつは Sb 川左岸の集落 B 近郊地帯である（図 2 中 a）。そこでは 1 ヘクタールにも満たない小規模な利用区画が互いに接している。隣接するそれぞれの区画の所有者は異なり，また親族関係がない場合も珍しくはない。利用者のいない森はここには残っていない。一帯はモザイク状に誰かしらに割り当てられているが，そこは集落 B の創設後に住居を移した人びとが最初に区画を開いた場所で，従来の仕方での土地利用の様式が見られる。これら区画は，囲い込まれた四角形としてイメージされることが多い。集落 B は，上流から多くの人

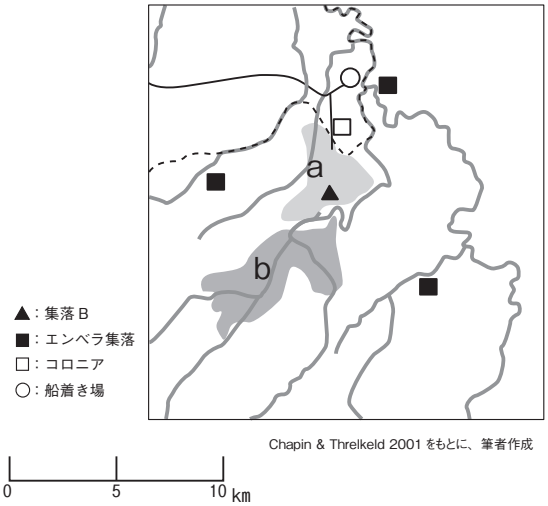

図 2　集落 B 周辺にて，（主に）集落 X の人びとに所有される土地分布の「概念図」[22]

が川下に移り住むことで形成された。Sb 川左岸に集落 B はあるが，その対岸のあたりには集落形成以前から利用されてきた埋葬場所があり，人びとはその周囲を耕作地として利用するのを嫌った[21] ので，集落 B の周辺のうちでも特に Sb 川左岸が，集落形成直後から住民によって利用されるようになった。

それ以外の場所には，利用されたことのない森がある（図 2 中 b）。とりわけ上流域の川岸から離れたあたりは森が多く残る。集落 B から離れれば離れるほど，森が覆う範囲は広がる。また Sb 川右岸も同じように，集落から離れるにつれて森は広がる。ただし，河川上流にも所有区画はある。これら区画は，集落形成以前にそこに住居を構えていた人物やその親族によって利用されていることが多い。これはもともと，エンベラが川岸に住居を構え，なるべく川に近いあたりを耕地にしてきたためである。ただ近年では，川岸から離れたところ――「奥の方」と呼ばれる――にも，耕作地は開かれるようになっている。こちらの所有区画は，集落周辺のそれよりもはるかに面積が広い。なぜなら，同じ所有者が別の年に開いた区画が隣接しているからである。またそれぞれの人物の所有区画のあいだには，使用されたことのない森が残っている。Sb 川右岸でも，同じように，

同じ所有者の区画が隣接するようになっていることがほとんどだが，例外もある。

図 2 の a, b ではそうした違いがあるのだが，いずれの場所でもそれぞれの所有者の区画には境界線が設定されており，その引き方は基本的には変わらない。

4.2　土地所有のための境界線

区画を記す境界線は，どのように引かれているのだろうか。先述のとおり，それらの正確な位置を知るのは，その区画の所有者と近辺の利用者たちである。特別区の境界線とは異なり，個別の所有区画の境界線は可視化されていないためである。所有区画の境界線は，風景のなかにある樹や小径などを目印に，その目印を見る地点から直線状に定められているが，線そのものは不可視のままである。これらの境界線はいずれも，身ぶりがなければ示されることがない。目印となる樹がわかるだけでは不十分で，そこからどの方向に線が延びているのかわからないからである。人びとが，手や腕，あるいは山刀の先などで線が延びている方向を「あちら」と指すことで，境界線が示される。

目印は樹木が多く，その場合には，小径にあるか小径から見える樹木がそこから区画の境界線が引かれる点となる。例えば，写真 1 に写された場所では，写真中央にある樹木が三つの区画の目印となる。その樹木から奥に向かって直線を引くと，B と C の区画の境界になる。また，写真 1 を撮ったところからその樹木があるところまでが A の区画となる（図 3 参照）。

時に区画まで通じる小径がそのまま土地の境界線としての役割を果たすこともある。次の写真の場合，写真 3 に収められている小径がそのまま A と B の土地の境界線となり，写真 2 に収められた樹木が A と C，B と D の土地を分ける境界の目印である。写真を撮った近辺の土地区分を案内してくれたイーリオは，写真 2 の樹のところに来ると，両腕を肩の高さで左右に伸ばし，腕が示す直線を小径と直交させた（図 4）。樹と小径が組み合わさり，4 つの区画が区分されているのを，その身ぶりによって示したのである。

ただしこの小径は，常に区画の境界線の役割をしているわけでもない。写真 2 の樹を通り過ぎてから歩き続けて 10 分もしないうちに同じ小径は分岐した。そこでどちらの小径が境界線なのかをイーリオに尋ねると，わたしたちが歩いてきた小径は分岐する前からすでに，ある区画を横切る道になっていると教えてくれ

写真 1　区画が隣接する場所（筆者撮影）

図 3　写真 1 の場所に「ある」境界線

写真 2　目印となる樹（筆者撮影）

写真 3　境界線となる小径（筆者撮影）

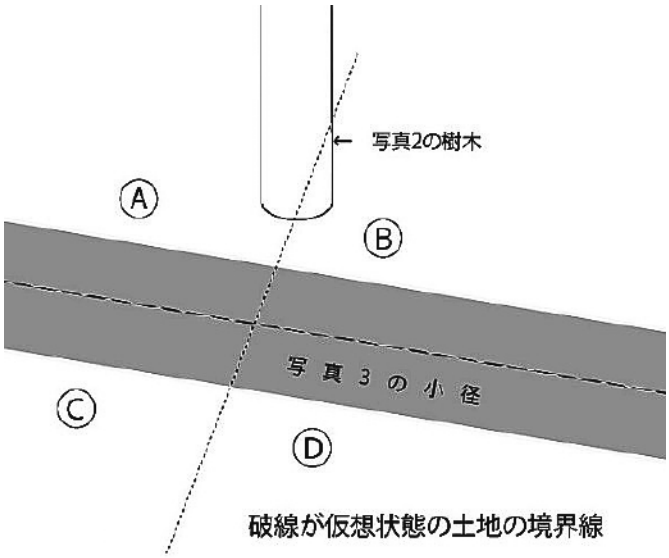

図 4　写真 2，写真 3 の境界

た。この小径は部分的に区画の境界線に流用されるが，どこからがそうであるのかを誰にでもはっきりと伝える目印なしに，そう用いられている。写真をあげたのはいずれも図 2 中の a の地帯に見られる境界であるが，b の地帯でも上流にある区画に向かう小径にある樹が，区画の目印として用いられる。

このように土地の境界線は直線のかたちで常に想像されるが，その直線自体は風景に直接与えられてはいない。どこから境界線が引かれるのか（＝どの樹木が境界線の目印なのか），どれが境界線であるのか，さらには，どの向きに境界線が引かれるのかは，解釈なしには現れてこない。それらの線はいわば仮想状態にあり，この点で特別区の境界線とは大きく異なる。

一方で，この仮想的な線にも，特別区の境界線と同じく，他者を排除する働きが想定されている。3 節 2 項で取り上げた境界地帯での所有者特定の活動に多くの人が参加したのは，まさにこの二つの性質のため，すなわち排除という決定的な作用を持つ線が仮想状態にあるからだろう。土地の境界線とは風景にある何かの事物に対する解釈から生じる以上，風景の解釈を間違える，つまり誤った線が引かれる可能性が常にある。それを防ぐには，所有者自らが解釈の生まれる場にいるほうが良い。土地所有は他者を排除する空間を定めることと不可分であるが，その範囲を定める線は物質性の水準には直接与えられておらず，環境の読解から生じる面があるために，人間の思惑から完全に切り離されることがない。

またこの排他的な線は風景の解釈から引かれるために，風景に対する介入の痕跡が土地所有の主張のしるしとして受け止められ，人格間の関係に作用することもある。そうした事例を次に取り上げてみよう。

事例 1

メルーは 60 代の男性で，集落 B に居住する既婚の息子が 4 人いるが，子どもたちは皆，自身の所有区画を持たない。一方のロヘリオは，集落 B 出身の女性と結婚したことをきっかけに集落 B で暮らすようになった 40 代の男性である。彼は元公務員でその時の収入を元手に牛を買い，小規模の牧畜を営んでいる[23)]。

二人の所有区画は，Sb 川右岸（集落 B の対岸）にある。集落 B からは歩いて 30 分ほどとそれほど遠くないが，集落 B 設立直後は，こちらには墓地

があったため（現在の埋葬場所は Sb 川左岸に変わっている），近辺は耕作地として利用されることがなかった。

メルーはそのほかにも，別の場所にいくつか区画を所有している。なかでも Sa 川上流には集落設立以前に父が暮らしていた家屋があり，父の死後はメルーの兄が利用していた。その兄が死んでから 3 年ほど後に，誰もほかに使う人物がいなかったので，メルーはその土地を利用し始めた。現在ではそこにブタの飼育小屋を持ち，そのそばではブタのエサになるようプラタノを育てている。対して Sb 川右岸の一帯は，メルーが自らの手で開いた区画である。土地を持たないメルーの息子たちはメルーと同じ区画で作業をするか，メルーが所有する休耕地を借りて農作業をする（メルーの息子のように，土地を所有しない若者が，父，あるいは義理の父の休耕地を一時的に耕地として利用することは頻繁に見られる）。

一方ロヘリオは，配偶者や姻戚関係にある人物，子ども以外の親族を集落 B に持たない。子どももまだ学齢期であり，彼自身が働くための区画を持っているだけである。ロヘリオは，牛を飼うための牧草地をメルーの休耕地のそばに持ち，それをさらに拡大しようと考えていた。しかしその先には，メルーの休耕地があった。メルーがほかのところにも土地を持つことを知っているロヘリオは，一度その区画の売却についてメルーに打診したことがあった。しかし，メルーはそれを断った。その理由のひとつが息子たちの存在だった。メルーは「土地を売ってしまったら子どもたちのための土地がなくなるかもしれない」ことを危惧していたのである。メルーによれば，その交渉を断ってから，ロヘリオとの関係はこじれてしまった。

そのメルーの区画の近辺を歩いていた時のことである。小径を歩きながら，土地利用状況についてメルーの話を聞いていたところ，2 ～ 3 メートル幅で道のように森が切り出されているところにでた（図 5 中 地点 R）。メルーの休耕地を右手に見てから，小径からは見えない程度に離れているロヘリオの牧草地がある箇所を左手に通り過ぎた後のことだった。切り出されていたのは，小径の左側，つまり，ロヘリオの土地がある方だった。それを見たメルーはロヘリオが切り出したのだと即座に理解した。メルーによれば，それはロヘリオが拡大しようとする牧草地の新しい境界線を示している。こ

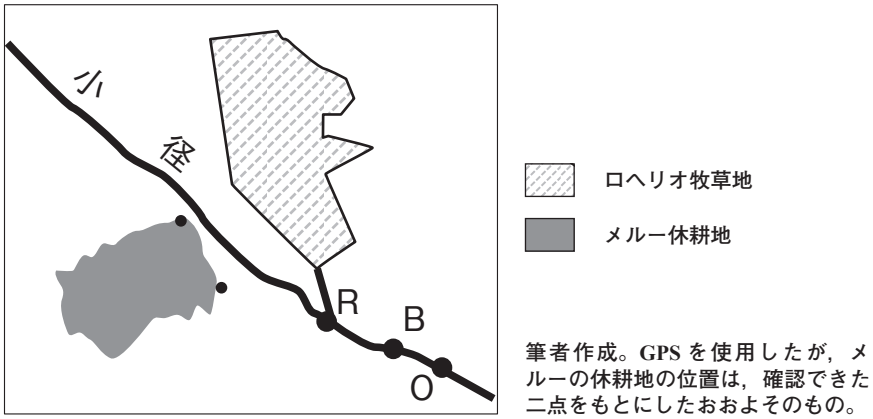

図 5　事例 1 の概念図。それぞれの位置関係は GPS 情報をもとにしている。

の線は，メルーをいらだたせるのに十分であった。メルーは，ロヘリオに対する雑言を口にした。そしてロヘリオに対抗するために，「自分たちも境界線を切り出すかどうかを含めて，集落 B に戻ったら，対策を息子たちと考えなければならない」と，これからすることを独り言ちるように口にした。

メルーによれば，ロヘリオが切り出している新しい境界線は，メルーがこれから利用しようとしている一帯を遮ることになる。というのも，メルーたちはその山道をさらに 10 分ほど奥に進んだあたりにボロホを数本植えていたのだ（図 5 中 地点 B）。樹高 2m ほどでも実をつけ，日陰で育つボロホを植樹する際には森を開くことをしないためか，メルーはボロホそのものを自身の所有物と見なすものの，その場所は森であると認め，それまで自らの所有区画であると主張することはなかった。しかし，メルーが言うには，彼はそのボロホのあるところから休耕地のある一帯に残る森を，自らの耕地にするつもりだった。彼自身ではなく息子たちがそこを使うであろうから，土地を拡げる必要がある。この後にメルーの子どものひとりと会話をすると，ロヘリオが父や自分たちとのあいだに「問題をもたらしている」と，彼に悪意があると見ていた。

2011 年に再び集落 B を訪れた時には，この二人の問題は結局，ロヘリオが牧草地を広げるのをやめることで落着していた。しかしメルーらとロヘリオの関係は緊張状態にあるままで，メルーは相変わらず，ロヘリオに対する雑言を口にしていた。

ここでは，森のなかに線を切り出すことは，所有の予告として理解されている。区画の境界線は風景の解釈と不可分であり，そのために，単にすでに実在する所有区画を縁取る線としてのみ考えられているわけではない。メルーは，森に残された線にロヘリオがこれからなすことを読み取っている。その解釈ゆえに，ロヘリオは，煩わしく，自分たちに敵対する人物としてメルーたちの前に立ち現れる。ロヘリオはその区画を手にしたわけでも，メルーたちがすでに手にしているものを奪ったわけでもない。それにもかかわらず，風景に残された痕跡が土地所有に関係する線として位置づけられると，対立を生むことさえある。森に残された痕跡は，このように他者の意図や思惑を想像させる。

4.3　線としての区画

ロヘリオは，隣人の所有区画のそばに残る森を自ら開き区画に変えようとしたのだが，それは対立を呼び込むこととなった。このような事態の理解の仕方は，森の開き方の変化を示唆していよう。というのも，集落 B の形成時に利用されていた，集落 B 付近の Sb 川左岸一帯では，区画を隣接させて森を開くことは珍しくはなかったからである。しかしそれは，現在では問題含みの方法となっている。

森をいかに開くのか，その考え方が変わっていることを，集落 B の人びとはっきりと意識している。例えば，メルーとロヘリオの諍いが落着した後に，ワリントンはメルーに非があるかのように，彼の土地所有の方法を問題視した。「メルー氏は，そこ（Sb 川右岸）以外にも，あちらこちらに小さな区画を持っている。そうして隣人とのあいだに問題を起こしているが，彼のように土地を持つ人物はもう減ってきている」。ワリントンによれば，メルーが事例 1 の場所に森を開いたのはロヘリオの義理の父，オルティスの後のことで，ロヘリオはオルティスと調整し森を開いているが，メルーは利用者がいないという理由でその場を独断で開いた。ここで注意したいのは，メルーのやり方が不適切であるのを示すのに，それを古い様式のものと位置付けている点である。

このような，さまざまな場所に小さな区画を持つことを旧態依然とした方法とみる考え方は，集落 B では頻繁に聞かれる。集落 B 評議会の副長であるイーリオは，土地の新たな開き方を，一般的な仕方で次のように説明する。

新たな方法は，（2009 年の時点からみて）「10 年から 15 年ほど前」からとられるようになった，集落の形成以前からの土地利用に代わるものである。この方法以前には，所有区画が家屋の周辺にまばらに複数あるのが普通だった。ある区画を開き利用した後には，その区画から離れた別のところを開いていた。そのため，森，耕地，果樹林，休耕地がモザイク状に配置されるような状況となっていた。これに代わる方法では，一人の所有者の区画は隣接し，帯状に配置される。この方法にはどこが誰のものであるのかをはっきりさせる利点がある。

イーリオはその利点を，地面に簡単な図を描きながら，土地利用を「秩序づけること（*ordenar*）」としても表現した。新たな方法による秩序ある土地利用とは，利用区画が「まっすぐに」並べられることなのである。もっともここで言わんとされているのは，各所有者が既成の所有区画に隣接するあたりの森を開くようになった，ということである。過去の休耕地の分布までもが調整され，所有区画の配置が全体として再編されたわけではない。つまり以前のものが新たなものによって上書きされたわけではなく，それらが併存する状況がある。

いずれにしても，この観点からすれば，メルーの土地所有は以前の方法に基づいていると説明されるのも理解できよう。もっともメルーも，それに固執し，その考え方を変えていないわけではない。メルーがロヘリオに不満を抱いているのは，ロヘリオの引く線によって，すでに所有する区画とこれから所有しようとする場をつなぐ可能性が遮断されているからである。つまりはメルーもまた「新しい秩序」に応じた土地所有の考え方を持つからこそ，ロヘリオの行為が自らの構想を妨害するものに見えたのである。そしてロヘリオが定めようとする空間から排除されるメルーは，そのようなふるまいをするロヘリオこそが，まだ誰のものにもなっていないその場所から排除されるべきだと考えていた。仮想状態のままに境界線を引くその方法が，囲い込まれた空間を縁取るのみならず，排除の作用を発揮させているさまが，ここに見てとれる。

4.4　排除による所有

「区画全体が長方形を構成するようまっすぐに並べられる」ことを望ましいものとする新たな方法によって，特別区の領土を個人のものにする条件には若干の変化が生じている。その変化は，「誰にも利用されていない森であれば切り開いた人物の所有物になる」という原則に制約を加える，追加条件の誕生といえるだろう。この追加条件は，メルーとロヘリオの諍いやそれに対するワリントンのコメントにも垣間見える。この追加条件と境界線との関係について理解を深めるために，次の論争を取り上げたい。ロヘリオとメルーのやり取りから数年後に起こった論争で，筆者がそれを聞き取った 2014 年の時点で，「2 年くらい前のこと」と記憶されていたものである。

事例 2

問題になったのは，バカラオという人物による，新たな所有区画の獲得方法である。自身の土地を持っていなかったバカラオは，Sb 川右岸の森に小さな区画を開いた。ちょうどロヘリオの牧草地のそばである。だがバカラオは結局その場所を継続的に使うことはなく，その土地をロヘリオに売却しようとした。しかしロヘリオはそれを断った。それ以前には隣人であるメルーに土地の購入を持ち掛けていたロヘリオがバカラオに対してその申し出を断ったのは，その土地を購入することによって，問題に巻き込まれることを懸念したからである。バカラオが自ら開いた区画は，トリニョンソというもうひとりの所有主体との関係から，問題含みなものになっていた。

トリニョンソは，父が生きていた頃から父の区画のそばに自身の区画を開いていた。父の死後，集落 B にいる唯一の子であった，トリニョンソがそれを継承した。父から継承した区画と自ら開いた区画は隣接し，長方形のようなかたちをとることになった。このトリニョンソの区画は，彼の母方のオジ（父の義理の兄弟）たちであるアマーブレやアビリオ，また親族関係にはないオルティスの区画と平行に並んでいた。各人の区画はそれぞれ「まっすぐに」で，互いに交差しないようになっていた。バカラオが開いた区画は，このトリニョンソの区画＝長方形の延長線上にあり，まだ使っていないがこ

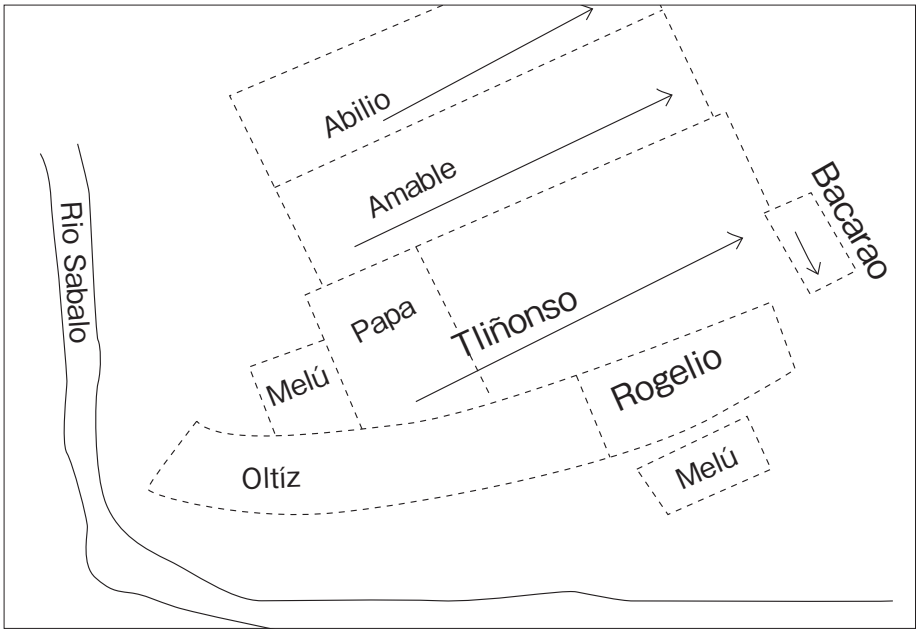

図 6　事例 2 の概念図。トリニョンソの説明を筆者が図示し，確認してもらったものを，仮名に換えた。

れから利用するだろう場所に「蓋をする」形になってしまう。バカラオのこの開墾は，トリニョンソに何も相談せずに，自らの判断のみでなされたものだった（図 6）。

トリニョンソはこのことを承服できず，自身がはじめてその場所に区画を開いた時には，バカラオと違い，アマーブレの区画と平行になるようにしたことに言及した。トリニョンソは，ワリントンにこのバカラオとの問題の仲裁を依頼することも考えていたが，実際にそのような申し出をする前に，バカラオはその場所の利用をやめるとトリニョンソに伝えた。トリニョンソとの関係が悪化することを嫌ったためであり，また，自身のやり方が不当であったと理解したからである。トリニョンソによれば，バカラオが区画を新たに開くのであれば，誰かの直線を塞がないところにすべきだったのである（このトリニョンソの見解は，トリニョンソ以外の人にも支持されている）。

ここでは，境界線に囲われる区画そのものが仮想状態の直線としてイメージさ

れているが，その線は延長する潜勢力を宿すものでもある。この区画－直線も，樹木や小径をそのしるしとする従来の境界線と同じように，土地利用の可能性を制限し，所有者以外の人物を排除する働きをもつ。ただし仮想状態にある線は，すでに所有された区画を囲うだけではなく，複数の区画が「まっすぐに」配置されることによって延びゆく直線となり，いまだ所有されていないところにまで排除の働きを及ぼすことになる。

この区画－直線は，ワリントンのノートにあった三辺の所有区画のイメージに通じているだろう。いずれも，終点は定まっていない。トリニョンソがバカラオに抱いた不満，あるいは不当であるという判断は，まさにこの点にかかわっている。バカラオは他者の区画－直線に終点をつくらないように，「蓋をする」ことのないように，つまりそれを囲い込まないよう，森を開くべきだったのであり，そのためにも，バカラオはトリニョンソに相談し，どこに区画があるのかを知るべきだったのである。

ところで，仮想状態の線によって示されるために，土地所有を確立する排除の働きは時間という面にも結びついている。すでに獲得した区画の直線の先にある空間をも差し押さえる所有を正当化するときに，集落 B の人びとは「自分の子どもやその子たちがいつかそこを利用するかもしれない」からと，未来を引き合いに出す。望ましい土地所有の形態が，単に「まっすぐ」なだけでなく延長する潜勢力のある直線であるのも，未来に起こりうる継承を想定してのことである。つまり，排除は，可能性の幅を定めるだけではなく，その可能性を根拠にしている。

もっともこうした直線的土地所有形態を根拠づけるのは，未来だけではない。未来の可能性だけが根拠になるなら，同じ理由によって，バカラオの利用は排除しえないことになる。しかし，トリニョンソとバカラオのあいだには，排除の作用が不均衡に働いている。それは，過去との関係ゆえのことである。二人のうちトリニョンソだけが，過去の区画の延長線上に所有区画を位置づけることに成功している。過去に裏打ちされることで，一定の未来が現在の空間に可能性として宿る。こうして区画－直線は延びゆく線となり，他者を排除するその力もともに増幅される。

区画－直線にそのような力を与える過去は，一様ではない。アマーブレやアビリオの場合ではその過去とは自身で区画を開くことを積み重ねた過去であるが，

トリニョンソの場合，その過去には別の所有主体，すなわち父の活動も組み込まれている。トリニョンソの場合は，その延びる線に配置されているのは，継承した区画と自ら開いた区画である。過去からの時間的な連続性が空間的に配置されることで，未来の利用の可能性が高まり，利用区画の先にまで排除の作用が及ぶ。

そこで，次に継承について考えることにしたい。継承とは，譲渡の方向性を定めるもので，それが可能な人物と不可能な人物を分ける働きと不可分である。しかし一方でその継承を批判的に捉え，再帰的な考え方が展開されることもある。そして，その見解は，ここまでに見てきた仮想状態の境界線が可能にする土地所有が生む状況の問題化として理解されるべきものである。

5　継承と利用

5.1　批判される継承

土地の継承を考えるにあたって，3 節 2 項にある，サポとチェモの議論を思い出してほしい。そこには利用と継承のあいだの価値づけが見られる。実際に区画を利用するチェモは，継承の可能性のあるサポよりも所有者として適格であると評価されていたように，利用に基づく所有区画は，継承に基づく所有区画よりも重要なものと位置づけられている。例えば，働き手としての能力に欠ける，とある人物を評する場合に，継承した区画ばかりを持つことにその理由が求められることがある。利用と継承は分節され，さらに対置されている。この対置は，継承が批判されるときに，一層あからさまになる。その一例として，メルーたちとのあいだに問題を抱えるロヘリオの見解があげられる。

先に記したように，結婚をきっかけに 2000 年代半ばから集落 B で暮らすようになったロヘリオは，集落 B 内には血縁関係にある人物がいない。牧畜に必要な土地を，高齢になった親の所有区画によって賄う人物もいるが，新しく集落 B に住みはじめたロヘリオはそうはできなかった（義理の父は，自分の区画のそばにロヘリオが土地を持つのを許可している）。そうした状況にあるロヘリオは，継承の習慣に不満を覚えていた。彼によれば，「ほとんど使われていないところを使いたいと思っていても，息子たちがそれは父が開いたものであると言う。こ

うした子たちの主張が，新しい土地の獲得を難しくしている」。つまりロヘリオは，継承だけを根拠にする所有が利用を阻害している，と考えている。ただし批判が向けられているのは，継承した人物による利用ではない。利用実態のない継承，つまり利用と継承が結びつかないことなのである。

継承のみを根拠にする土地所有を批判するのは，ロヘリオだけではない。例えばアルディーノも，ロヘリオのように土地の継承という実践に疑問を口にしたが，彼は牧草地を獲得しようと画策する隣人からの土地売却の打診を断っている。つまり，継承の正当性への疑問は，牧畜の実践に要請される考え方として理解されるものではない。一方ダニーロという初老の男性は，自分自身を例に，区画を継承することがいかに無駄であるのかを次のように説明する。

事例 3

ダニーロの義父は，生前多くの森を畑に変えた人物だった。彼はコロンビアから来たという黒人を労働力として雇うことさえあった。その死後，ダニーロの配偶者がその区画を継承した。しかし，継承した区画にあった果樹はほとんど枯れてしまい，今日ではその区画を別のエンベラが無断利用している。しかし，ダニーロも配偶者も，継承による土地所有を主張し，そこを無断で利用する隣人を排除するつもりはない。なぜならば，彼自身の手で耕地にした土地がすでに十分あり，集落 B にいる二人の息子と合わせても 3 人しか働き手がない（ダニーロの配偶者は働かない）ために義父が残している土地にまで手が回らないからである。さらに二人の息子も自分で働くであろうし，既婚者である息子にも子どももそれほどいない。ダニーロによれば，働き手がいないのだから，その継承地を気にする理由はない。

このようにダニーロは，利用できない土地について所有をいたずらに主張する必要はないと考え，事実上は放置している。所有区画に入り込む他者を排除することも，その他者に見返りを要求することもなく，そこを他者の利用に開いているのである。ダニーロのように，継承された土地が別の人物に利用されている状況を知りながら，それを放置するケースは珍しいとはいえ，利用に至らない継承に疑念を抱く点では，ロヘリオらと同じである。さらにダニーロは，その排除の

作用を実践的に抑制している。

とはいえそのような批判がなされるほどには，土地の継承は一般的であるのは疑いえない。ある人物が所有していた区画は，その死後には子どもたちに継承されるべきで，子がいない場合はオイ・メイ，あるいは兄弟姉妹などに継承され，その利用可能性が保持されるべきだと考えられている。継承はこのように，ある区画の利用の可能性から親族関係にない者を締め出すが，一方で，主体が特定される利用を必ず実現するわけでもない。

5.2　利用なき継承

利用に至らない区画の継承について，次の事例を見てみよう。

事例 4

2000 年代前半に死んだある男は，集落が形成される前には，Sa 川と Sb 川が合流する地点に家を構え，周囲の土地を利用していた。集落形成後もその土地を利用していたが，高齢になるにつれ集落のそばの Sb 川右岸の森を開いていった。彼の 5 人の娘は全員集落 B で成長し，結婚後もそこで暮らしている。義理の息子たちは，Sb 川右岸にそれぞれ森を開いていた。こうしてかつて男の家があった合流点にある区画は誰も利用しなくなっていた。

2009 年の段階で，男の娘のひとりであるエレーナは，その合流点の区画を彼女の姉妹やその子たちを含めた「わたしたち」の区画だと見なしていた。この時には，結婚し子どももいるが自身の土地を持たないままの，息子のメケやメイの婿であるミチディやセサロ，独身で土地を持たず親との同居を続けるオイや息子など，その区画を継承するかもしれない人物が親族に何人もいた。「わたしたち」とは，基本的には 5 人姉妹のことだが，彼女らの息子や義理の息子らもその区画の潜在的な利用者として考えられていたのである。そのため，ある時エレーナたちの区画のそばに自らの区画を持っているアルディーノとその近辺を歩いたことを日常会話のなかで話題としてエレーナに告げると，エレーナは，「アルディーノがわたしたちの土地で何かしていたのか」とあらぬ疑いをかけることさえあった。

しかしその状況は 2014 年には大きく変わっていた。というのも，エレー

ナの姉の娘，ミレイラの息子チャベラがその土地を使うようになったからである。その区画をひとたびチャベラが使い始めると，エレーナはその土地はチャベラのものであると考えるようになっていた。この時にも先に名前をあげた，メケやミチディら土地を持たないエレーナの親族はやはり自身の区画をもっていなかった。だが彼らは皆その土地を利用しなかったのだから，その区画は今ではチャベラのものであり，もはやほかの誰のものでもないとエレーナは考えており，その考えは皆に共有されていた。チャベラのものになったその区画は，もはやメケやミチディが利用のできないものとなった。

ここにもあるように，故人の残した区画は，その子どもを筆頭に親族関係をたどることのできる誰かに継承されるべきものとされている。しかし，その誰かは個人化されるとは限らず，「わたしたち」や「子どもたち」として指示されることも珍しくない。継承の主体が集団の状態にとどまるということは，その区画が利用に至っていないことを意味している（4 節 1 項にあるように，土地の利用は基本的に個人，あるいは個別の世帯が主体となる活動である）。利用がない状態であるからこそ，ある区画と「わたしたち」は所有関係にある。

この「わたしたち」の範囲には基本的に故人の子どもが含まれるとはいえ，それがどこまで広がるのかを定める原則を見つけることは難しい。先の事例でいえば，故人から見れば孫娘の子になるチャベラが実際の継承者になっている。ミレイラはチャベラの父とは離縁しており，チャベラは父ではなく別の男性と再婚したミレイラと暮らしていたのだが，問題になる区画が利用されずに継承されていた期間が 10 年ほどに及ぶなかで，チャベラは成長し，メケやミチディら一世代上に属する者たちはその場所を利用することがなかった。そうした時間の経過とともに，継承可能な「わたしたち」は世代を下るように広がっていったのである。

継承の可能性は，その区画のもともとの所有者である故人から関係がたどられる人物全てにまで広がりうるが，そのつながりには，日常生活を共にすることで育まれる面がある。仮にチャベラがミレイラとではなく彼の父と暮らしていたら，彼がその区画を継承することはなかったし，集落 B から離れて長年都市で暮らしているエレーナの息子のひとりは，継承する可能性のある人物とは考えてられてはいない。この点で，この「わたしたち」は，構成員があらかじめ規定さ

れない，開かれた状態にあるまとまりである。

構成員をあらかじめ積極的に定めてはいない「わたしたち」のまとまりは，エンベラに特徴的な姓の用法が示す親族のまとまりにも通じている。エンベラは，スペイン語圏社会にも広く見られるように，子は父方と母方の名字をそれぞれひとずつ継承するが，姓を同じくする人物は，血縁関係のないことが自覚される場合でも，世代や年齢に応じて，互いにオジ／オバ，イトコ，オイ／メイとして位置づけられる。この姓に基づく親族と血縁関係のある親族を区別する親族用語はないが，語用論的にそれぞれが第三者として言及される場合は，後者が「近い」親類，前者が「遠い」親類とされる[24)]。また，態度の面では，イトコに限られることではあるが，後者は近親婚の禁忌の対象となるが，前者は必ずしもその限りではなく許容される，という区別はある。

姓に基づくこの関係がとりわけ強調されるのは，系譜的には無関係で地理的に離れた間柄でのことである。例えば，治療を受ける，離婚をしたなどさまざまな理由で別の集落からやって来た人物は，同じ姓を持つ人物を頼る。仮に明確な血縁関係をたどれなくとも，オジやイトコとして関係づけられることで，一時的な滞在や仮住まいの便宜を図ってもらうこともある。滞在が一時的ではなくなる時には，所有区画の利用を許可することもある。ところが，同じ集落に暮らす同姓の親族のあいだには，それだけを理由にする互助関係は日常的には見られない。

つまり，姓の同一性は，見知らぬ人物とのあいだに親族関係が生じる可能性を保証するものであり，エンベラはみな姓をもつので，ある人物の親族は，あらゆる人物を包摂することはないが，常に開かれた状態を保ったまとまりとなる。この開かれは，単に系譜的未来の方だけを向いているわけではない。

実際のところ，事例 4 には続きがある。2018 年に再び集落 B を訪れたところ，チャベラは 1 年以上前に，首都であるパナマシティに一家で転居していた。チャベラはパナマシティで就労したのでその区画はもはや必要ないと母に告げており，区画は再び「わたしたち」のものになっていた。こうした状況で，エレーナは彼女個人の考えとして，その区画をミチフーに譲渡するのも良いかもしれないと述べていた。ミチフーはエレーナたちと同じ姓をひとつだけ持つ男性で，彼の家族は数年前にそれまでに暮らしていた集落を離れ，数カ月から集落 B で暮らすようになっていた。集落 B にやって来た時に，ミチフーの家族は，鍋や食器

などの家財道具をほとんど持っていなかったので，エレーナは二人の姉とともに，それをミチフーたちに分け与えた。しかしミチフーは依然として土地を持たない状態にある。そのことを知るエレーナは，ミチフーをイトコと呼びながら，区画を譲渡する可能性を考えていたのである。ここでは，土地所有の「わたしたち」の考え方が，姓の同一性がつくる親族のまとまりと直結しており，そのうえで，もともと「わたしたち」の一員ではなかった人物こそが利用主体となる可能性が検討されている。ただし利用主体が個別化されることを踏まえれば，これは，ミチフーを「わたしたち」の一員として統合するというよりも，ミチフーのために「わたしたち」が排除の働きを抑えることを意味しているだろう。

いずれにしても継承の言説に立ち現れる，あらかじめその構成員が定まらない「わたしたち」が指示するのは，実際の利用主体となる集団ではなく，潜在的利用者のまとまりである。そのまとまりをなすのは故人につながる親族関係のある人物であるが，構成員の範囲を演繹するための明確な資格や基準が語られることはなく，また，それを推定するのも困難である。結局のところ，一人一人の暮らしに合わせて，集落のそばにある区画を利用しうる親類の広がりは変わらざるをえないからであり，その可変性には，あらかじめ想定されていない人物を受け入れるような変わり方も含まれるほかないのだろう。

ただこのような，部分的に開かれているまとまりが想像されるので，ある区画の未来から締め出される人びとがいる。同じ集落にいるが，親族のつながりはない人びとである（前述のとおり，この場合には姓の同一性は，社会関係を生むつながりにはならない）。彼らを締め出すことで，可能性の幅が定まり，未来志向の直線的土地所有形態が正当化される。誰も利用していない土地が誰にでも開かれているとは限らないもの，排除の作用が及ぶことのある場として立ち現れるのは，未来が，可能性の幅が定められているからなのだが，あくまでそれは，消極的な仕方である。利用なき継承とは，積極的規定――特定というよりも，消極的規定――排除の機制なのである。

集落 B に見られる新しい土地所有は，排除を活性化させているように思われるだろう。それは，境界線が仮想状態において引かれることによる。仮想状態にあるために，その線の排除の作用は実際の利用と相関性を失う。こうして，空間的にはいまだ利用されていないところまで，時間的にはいまだ到来していない未

来にまで，その排除の作用は及ぶことになる。しかし，そうした排除の働きは全面的に肯定され，現在の土地所有に対する考え方の全てを規定するわけではない。

前項にみたロヘリオやアルディーノらのような批判は，まさにそれとは異なる所有の考え方を述べている。そこでは，利用可能性を確保するために他者が排除される状況が，批判されている。さらに，仮想状態の境界線によって実現される，可能性を確保するための排除を実践的にやめる事例もある。ダニーロは自ら利用しない継承区画を他者の利用に開いており，エレーナもまた，ミチフーというよそ者による利用に，わたしたちのものである区画を開く可能性を考えている。これらのいずれにも，利用に変わる可能性のない継承がそのままであり続けることを肯定はしない考え方が見られるだろう。

こうした批判にはまた，所有の考え方について別の論点がみられる。所有関係の持続性である。そしてこの論点は，エンベラによる従来の土地利用の実践に目を向けるように導くものである。従来の実践をこの点から読みなおすことによって，境界線を要する所有とは異なる所有のあり方が浮かび上がる。

6　二つの所有関係

6.1　所有の持続性

ある区画はいつまで誰かのものであり続けるのか。この問いを集落 B で直接尋ねたことはない。しかし事例 3 や事例 4 を踏まえると，「（今は存在していない者も含めた）わたしたちがいる限り」，「利用するかもしれない人物がいる限り」という回答が予想できるかもしれない。あるいはそれは，回答しようのない問いなのかもしれない。所有区画が誰かに継承されるべきならば，所有関係が解消される未来は，原則としては想定されないのではないだろうか。

ところが，こうした継承の考え方はかつてのエンベラ社会では一般的ではなかったことが，特別区形成以前のパナマのエンベラに関する民族誌的記述に目を向けると明らかになる。多くはないそれら文献には土地所有を主題にするものがあり，なかでもファロンとケーンは，それを継承との関係から考察している点で，本論にとって重要である。二人の議論や取り上げる事例から，継承について

今日の集落 B にて一般的であるものとは異なる考え方を導くことができる。それは，利用なき継承がそのままとどまる状況に対する異論を，個人的なものというより，境界線の排除の働きによる所有とは別のタイプの所有関係に基づくものとして敷衍する手がかりになるだろう。

先に記したように，ファロンが調査を行なったのは 1960 年代の初頭だが，これは特別区設立の動きが始まったばかりで，ダリエン地方にパナマ西部地域からの入植者の増加が始まる頃のことである。この時期，すでにエンベラによるプラタノ生産は市場経済網に結びつき，エンベラは川下の町にまでやってくる仲買人にプラタノを売るようになっていた。とはいえ，利潤を拡大するために例えば兄弟間でプラタノ生産が組織されるようなことはなく，経済単位はやはり核家族で構成される世帯の規模にとどまっていた（Faron 1962: 19–21）。

そのような状況にあるエンベラでの調査を踏まえて，ファロンは土地の継承に注目している。彼はエンベラの事例が，人類学では古典的主題でもある親族論の「無差別出自」に関する議論にとって重要であると考え，継承に関する現象を問うた。しかしファロンがエンベラのもとに見出しているのは，無差別出自の体系だと彼が見なした社会において継承がいかに重視されていないかという論点である。無差別出自は土地の継承と相関する出自体系として論じられることがあったので，それに対する反証事例になりうるというのがファロンの議論の大筋である。その見立てを可能にした特徴的な継承とは，次のようなものである。

継承を論じるにあたってファロンが注目したのは，当時のエンベラにとって「最も重要な商品」であると彼が考えた，「プラタノのある土地」である（Faron 1962: 30）。しかし当時のエンベラのあいだでは，それさえ継承されないのが一般的であった。「プラタノのある土地の継承は，チョコのあいだでは経済的にはとるに足らないことのように私には思われる」とファロンは述べるが（Faron 1962: 31），そう判断されたのは，仮に親から継承した区画があったとしても生活する場所を変え，その区画に対する「権利を放棄する」ことがかなり頻繁にみられたからである。「ほとんどの男性は，父の土地を継承することはなく，その息子の場合も同じである」（Faron 1962: 31）。

もっとも例外もある。ファロンが「使用権の分配」と呼んだもので，これは区画所有者の生きているあいだに行なわれることだが，配分されるのは「大人のす

ることに十分に取り組むことができると見なされるようになった子どもたち」である（Faron 1962: 30）。しかしこれらの権利も，生来の土地を離れることや自身で土地を開くことによって放棄されるのも珍しくはなかった。土地所有者の死後に区画を継承するのは，婚姻相手のいない年少の息子や男児をもたない娘，幼い子どもを抱える妻であることが多かった（Faron 1962: 32）。これらの人びとは，自ら区画を開く労働力を欠いた状態にあるといえるが，その人びとにとっては，継承することで婚姻の可能性が高まる，とファロンはその社会的機能を位置づけている。ファロンがここで示しているのは，疑いなく，利用に転化する継承である。

いずれにせよファロンが見出したのは，利用から分離した権利を維持することはさほど一般的でない状況だと理解できる。ファロンによれば，その状況では「土地に対する権利の確立は切迫した社会的ニーズではなく，とりたてて関心を引くものではない」（Faron 1962: 33）。こう理解したファロンは，エンベラの事例を，無差別出自やキンドレッドについてのダヴェンポートによる機能主義的理論――エゴセントリックなキンドレッドであっても，出自集団のように，土地保有集団として役割を果たす――に対する反証として結論したのである（Faron 1962: 34–35）。

ファロンの調査から約 25 年後，同じく現在のセマコ区の諸流域で調査を行なったケーンは，より具体的な事例から継承と利用の関係を詳述しているが，その当時の土地所有の原則を記す次の一文は目を引く。「6 年から 7 年ほどの後に土地の区画が放置されているようであれば，別のものがそれを利用し，そこで仕事をしてもよい」（Kane 1986: 82）。つまりケーンが調査した時期には，一定程度の期間に利用されなかった区画は，排他的に継承されないもの，すなわち所有対象ではなくなるものだった。ロヘリオやアルディーノらによる批判には，こうした考え方が反響しているのではないだろうか。

それでは，利用にならない継承が不可能となるような所有関係とはいかなるものであったのか。ケーンによる民族誌を再検討してみよう。彼女による事例の記述には，当時，何が所有の条件と見なされていたのかを読み解くことができる。そしてその所有の条件は，排他性という点においても，境界線を要する新たな所有とは大きな差異がある。

6.2　継承の前提としての利用

ひとつの手がかりになるのが，ケーンが区画の所有に関する事例を記述する際に用いる単語である。英語で記述するケーンは，land をほとんど利用せず，orchard という単語を用いている。果樹林を意味する orchard で指示されるのは，オレンジ，カカオ，アボカド，ボロホなどの果樹，あるいはプラタノがある場所である（Kane 1986: 104–107; 129; 141）。すでに指摘したように，プラタノも適切に除草されれば，果樹と同様，長期間同じ場にあり続けるので，所有区画という点で果樹のあるところと同一視されていたとしても不思議ではない[25)]。ケーンの記述には *neu* や *finca* といった現地の語用に対する言及はないものの，orchard によって指示される区画は，それらに相当するものだと判断できる。これは，ファロンの議論でも考察の対象が「プラタノのある土地」であるのを思い起こさせよう。

さてこうした区画と継承の結びつきは，現在の集落 B で聞かれる過去の土地利用実践に通じている。それは，集落形成以前からも土地を継承することは珍しくはなかったが，それは主にプラタノや果樹が植わっているところであった，というものである。そうした実践を知るアマーブレに休耕地の継承について尋ねたところ，「休耕地を継承することはあまり見られなかった。何もないところをどうしてわざわざ受け継ぐ必要があったのか」と述べている。これは先のダニーロによる，継承への疑念にも重なる見方である。

この点を踏まえて，ここからはケーンの取り上げた事例いくつかを考察していくことにしたい。継承の事例のひとつに，未亡人となったある女性の語りがある。それはケーンが，その女性と義理の娘と，亡くなった男性が所有していたあたりを一緒に歩いた時に聞いたものだった（Kane 1986: 98–102）。プラタノのあるところに来ると，女性は「これは彼の果樹林だった。彼がそれを除草していた。半分だけ除草していて，半分はロバルドに残されていた」（Kane 1986: 102）。ロバルドというのは亡くなった男性の息子だが，彼が除草することでその区画が継承されるのならば，利用は継承と対置されるどころか，むしろその前提条件として位置づけられていることになる。

より詳細に検討されているのが，ダニアという女性が管理し続けてきた果樹林の事例である。当時の集落から外れたところにある彼女の果樹林は，もともと

ケーンが調査した時から 15 年ほど前に亡くなっていたダニアの母と母方のオジ，アンドレスが植えたものだった。ダニアは母のあとを継いでそれを管理し，また自らもいくつも果樹を植えることによって，母とオジが植えた果樹も含めた果樹林を自身の所有物だと考えるようになっていた（以下，ダニアの視点から親族名称を用いる）。

その果樹林は，生前母が父ドスアと生活していた家屋のそばにあった。集落が形成される以前，この家屋のそばには，オジのアンドレスも住んでいた。ダニアの母の死後，アンドレスも自分の配偶者が死んだ後，そこを去っていった。オジは当時唯一換金性のあったヤシの樹の分だけ金銭を要求し，ダニアはそれを支払うと，ほかの果樹も含め，それらの世話を続けた。父は母と暮らしていた家とは別の家を建て，皆そこで生活するようになった。その後，オマールという男の家族が近くで生活を始めると，父はオマールの娘と再婚した。すると，父に加えてオマールや継母も，ダニアの管理してきた果樹林のそばを利用するようになった。ダニアはそこで，自身が管理する樹とオマールや継母のものが区別されるように，境界を記す杭を打った。

その後オノフレという人物が，ダニアらの果樹林から少し離れたところに集落をつくった。そこには学校もあったので，ダニアやオマールらも家屋を集落に移した。この集落ができると，オノフレの義理の妹にあたるベアトリスもやって来た。ベアトリスとその配偶者は，ダニアの親たちより前に，現在はダニアのものである果樹林のそばに住居を構えており，集落ができたのをきっかけに，そこに戻ってきたのである。そして，ダニアらが管理するマンゴーの樹を植えたのは自分たちだとベアトリスが主張することで，ダニアとのあいだに言い争いが生じるようになった（Kane 1986: 137–152）。

この言い争いの事例を通して，ケーンは「植えること」，「世話をすること」という二つの行為が所有を根拠づけていると指摘する（Kane 1986: 147）。利用や世話といった行為の価値は，継承を正当化する際にもみられる。ほかの兄弟より多くの場所を継承した人物が，利用の事実によってその不均衡を根拠づけることもあれば，利用によって継承した区画を自ら森を開いた区画に位置づけなおす論法が採られることもある（Kane 1986: 134–135）。ここでは土地の継承は，まるでそれだけでは所有者の資格として不十分であるかのように，利用によって裏打ちさ

れるべきものとなっている。利用こそが所有の根拠であり，それによって構築されるのが所有関係なのだろう。

先に記した所有の限定的持続性はこの条件に由来し，その条件ゆえに所有関係の持続性が生じる。同じ時期に調査をしていたハーリーは，休耕地が所有され続けることについて，その場所が「管理され，収穫され続けるから」であると端的に記している（Herlihy 1986: 181; 191）。数年利用されなければ所有関係が解消されるというケーンの記述と同じことが，反対から述べられている。使われているからこそ所有されている，という考え方に立てば，その行為が継続されれば所有主体と対象の関係性は持続する。反対に，利用の事実がなければ，その関係性は解消される。

この利用を根拠とする所有関係は，排他性を前提としないという点でも，今日の集落 B における区画所有と対照的である。次にこの点に目を向けてみたい。

6.3　行為による所有

ケーンの議論でもうひとつ注目すべきは，ここまで利用と呼んできたものがより具体的な行為に分節されている点，つまり，「植えること」と「世話をすること」の区別である。これらは記述用語であると同時に，分析用語でもある。なぜなら利用をこのように分節することによって，ケーンは前述のダニアとベアトリスの事例に見られる双方の主張が同じ根拠に基づいていることを示しているからである。ダニアは「世話をする」という行為の主体であり，一方のベアトリスは「植える」という行為の主体である。二人はそれぞれの行為によって，所有対象である果樹と関係を構築している。それぞれの行為に応じて，二人は所有関係の主体になることができる。

この記述から，ダニアとベアトリスのあいだで食い違う見解は，所有関係の同一の理解に基づいているのが明らかになる。その言い争いは，ひとつの枠組みの内部で展開される正当性を争うタイプの論争であり，その枠組みにはそもそも複数の人物が所有主体になる可能性がある。実際にダニアとベアトリスは同じ果樹をめぐって対立する見解を述べているが，その内容は，母とダニアのあいだに生じた継承にも当てはまることと言える。つまり，母からダニアに継承された果樹の場合では，植える行為の主体が母で，世話をする行為の主体がダニアである。

またベアトリスも，ダニアの母と同じ根拠によって所有主体となる。ダニアが世話をしてきた樹は，植えるという行為の痕跡でもあり，その行為の主体はベアトリスである。皮肉なことに，世話を続けその樹木を存続させてきたことで，ダニアは植える行為の主体であるベアトリスとその樹木との所有関係を存続させていたのである。「植えること」と「世話をすること」を根拠にするその所有関係は，他者を締め出すのとは違う仕方で構築されることが，ここにはっきりと見てとれる。

ではなぜ，複数の所有主体が生じる可能性があるのだろうか。そこで重要になるのが，ケーンによる考察の主たる対象が orchard と呼ばれた区画だという点である。果樹，プラタノは長期にわたった世話を必要とする。それゆえに，それらの植物が森にあるという事実は，それら行為の主体を呼び起こすのだが，当初の人物とは別の人物がある行為を担うこともある。所有される事物の物質性は，かかわる行為主体を限定せず，反対に，多様な行為主体に開かれているためである。先のダニアの事例を別の観点から見れば，問題になる樹が植えた人物によって放置されたかたちで森にあったので，ダニアはその実を集めたりしながら，世話するように導かれ，所有主体となったと考えることもできる。行為の痕跡を残す事物は所有関係を直接に体現するが，その関係性は常にひとつであるとは限らない[26)]。所有対象となる事物には何重かの関係性が銘記される余地があり，そこから複数の人物が所有主体となりうる可能性が生まれる。

このような所有関係の典型的な対象は，他動詞的行為の痕跡を体現する事物，端的には作物となる。その所有関係には，行為の持続性と相関する関係性の持続性や，複数の人物が主体となりうる余地といった特徴がある。いずれも，対象の物質的側面から生じる特徴であり，その関係性は所有対象の物質性への働きかけに基礎づけられているのである。

アルディーノらによる継承に対する批判には，こちらの所有関係の考え方が反響しているといえる。彼らの批判は，所有をめぐる枠組みが異質であることを示しており，新たな土地所有の枠組みの外へと向かう思考の働きでもある問題化として，理解されるだろう[27)]。新たな土地所有では，関係性が事物に銘記されていなくとも所有関係は持続可能になるが，それは物質性を持たない仕方で引かれる境界線の排除の働きから生じている。そのように引かれた境界線それ自体には，持続性が解消される契機は想定されていない。それゆえに新たな利用の阻害要因

となりうるのだが，まさにこの点が問題化されている。その決定的な違いは，それぞれの枠組みにおける物質性の位置づけによる，と言えるだろう。

7　二つの所有枠組みの関係性

7.1　〈作物〉と〈土地〉

5 節でみたように，集落 B では，境界線による新たな土地所有の方法がかたちになる一方で，それから派生する利用なき継承に批判が向けられている。その批判は前節で論じた従来のエンベラの諸実践・言説に根した，境界線による所有の枠組みの問題化として理解される。現在の集落 B では，所有について異なる考え方が併存していることになり，従来の考え方に効力があるということになる。そうであるならば，この二つの異なる考え方は，どのような関係にあるのだろうか。それを検討するために，まずは両者の枠組みを明確にしたい。そのカギになるのが，それぞれの所有関係の典型的な対象である。これまでの議論を踏まえると，事物から直接的に立ち現れる所有関係において対象化される所有物を〈作物〉，それに対して，仮想的な線の設定によって平面として対象化される区画を〈土地〉と呼ぶことができるだろう。ケーンらの民族誌に見られる従来の所有関係のありようは〈作物〉所有の枠組みの，新たな関係性は〈土地〉の枠組みのものである。

〈作物〉を所有するための典型的行為に，「植えること」と「世話をすること」があげられていたことを踏まえると，検討されるべき行為がもうひとつ思い浮かぶ。それは，現在の集落 B で引き続き区画の所有の原則とされている，「森を切り開く」という行為である。その行為は，エンベラ語ではオイ・ブデ（*oi bude*）と表現される。ブデ（*bude*）が動詞の原形で，コメやプラタノを目的語にする場合は，その耕地を山刀によって除草することを意味する。つまり，オイ・ブデは，耕地の草木を取り除くように，森から樹々を取り除くという行為を表現している。この意味で，森を切り開くことは，一定の広がりのある平面を制作する，所有対象に働きかける行為として理解できるように思われる。

実はこの行為の価値づけから，〈土地〉所有と〈作物〉所有のあいだの関係性

が導かれる。興味深いことに，この行為そのものが区画の所有に帰結するとは考えられていない。そうした見解がはっきりと示された例のひとつが，事例 1 で取り上げたメルーとの散策の一場面で，彼が述べたことである。

事例 5

メルーがボロホを植えた地点からさらに山道を進み所有者がいないという一帯を歩いていると，陽の光がほかのところよりも差し込み視界の開ける，明らかに人の手が入った開かれた区画があった（図 5 中　地点 O）。その一帯が数年前に利用された休耕地のように私には思われたので，所有者をメルーに尋ねた。返答は，そこは森で所有者はいない，とのことだった。しかし，樹高も低く，つる植物も少ないため，そのようには思えなかった。そこで休耕地のようなのはなぜか改めて質問をした。するとメルーは次のように答えた。「以前，ここを少し切り開いて焼いたからだ」。質問を重ねると，切り開いたのはメルー自身であるのだが，その区画を耕地として利用したことはなく，そのためにメルー自身も自らを所有者とは考えていないことがわかった。

事例 5 では，そこからそれほど離れていない場所で土地の獲得を隣人と争っているその人物が，自分で切り開いた区画は誰にも所有されていない，と明言したのである。同じように，森を切り開いたにもかかわらずその場を所有していないと考えられている事例がある。

事例 6

パルメニオという 10 年以上前にコロンビアから移住してきた若者は，2009 年現在にも耕地や休耕地をどこにも所有していなかった。それまで姓を同じくするオジの土地を借りて生活をしていたが，2000 年代初頭に自身の土地を獲得するために Sb 川上流の森を開こうとしていた。下草刈りも終え，大木も切り倒し，後は火を放つだけで耕地として利用できるという時期に，パルメニオの区画のそばの河川で，ある出来事が起きた。アントミャという川に棲む食人鬼による殺人で，漁をしていた二人の若者のうちひとりが

死んだ。殺害が起こる前にも，パルメニオは作業をするあいだに「ホォーイ」というアントミャの声を聴いていたため神経質になっていた。そうしたなかでアントミャによる殺人が起きたので，パルメニオは恐怖を覚え，残りの作業を放棄した。さらにその後数年間，区画での作業を再開することはなかった。アントミャによるこの殺人事件は集落 B ではよく知られた出来事で，恐怖を覚えたパルメニオが作業を中断したことも，併せて知られるところとなっている。パルメニオがその切り開いた土地の所有者ではないと考えるのは，彼自身だけではなかった。

これらの二つの事例に明らかなとおり，切り開くという行為そのものから，所有物も所有主体も形成されることはない。では「森を開くこと」と表現される所有の条件とは，実際には何をなすことなのだろうか。この点を考える手がかりとなるのが，継承に批判を述べるときにアルディーノが語ったことである。彼が言うには，「耕地を開く時にはしっかりと計算しなければならない。何袋分のコメを収穫しようとするのか，そのためにはバケツ何杯か分の種が必要で，それを植えるための必要な広さの耕地を開かなければならない。除草や収穫できる量を考えなければいけない」。

ここでは，森を切り開く行為は別の行為と結びつき，それらとともにひとつの系列をなすものとして位置づけられている。つまり，森にある平面を切り出すだけでなく，作物が育つ空間を創出することが，行為主体を所有者にする[28]。〈土地〉は，〈作物〉の所有を経てはじめて所有の対象になる。つまり，〈作物〉所有が〈土地〉所有の前提条件なのである。

同じことが示される別の事例が，ケーンの民族誌にある。それは，果樹林の所有をめぐる言い争いの状況において，ベアトリスに対抗するためにオマールが述べた主張である。

果樹林を自らの所有物と主張するベアトリスに対して，オマールはかつてアンドレスからいくつかのオレンジの樹を購入したという事実をもとに，その区画の土地所有を主張した。しかし別のインフォーマントは，実際にオマールが購入したのはオレンジの樹でしかなかったことを指摘したうえで，「ここの人びとは，ほとんど土地を買う必要はなかった。……土地を買うことは，1981 年に始まっ

たばかりの実践」だと補足している（Kane 1986: 149）。ケーンによれば，ここには果樹の新たな位置づけが見られる。「金銭売買という文脈では，果樹は土地と同じものになっている。果樹は植えられている土地に対して，インデックスのような関係を持つためである」（Kane 1986: 150）。つまりは，所有者の果樹との関係を根拠にしてその果樹のある区画にまで拡張される所有関係が構築されているが，それは従来見られなかったのである。

ケーンが所有主体と土地という対象の関係をインデックスと形容するのは，それが直接的ではなく，別の対象との関係性を介していることに注目したからであろう。そうしてケーンが記すのは，働きかける行為が主体と対象を直接結びつけなくとも成立する所有関係がかたちをとりつつある状況である。それは，〈土地〉が〈作物〉から分離する兆しであると換言できる。ここにはっきりと見られるように，〈土地〉所有の前提には，〈作物〉所有があった。

集落 B では，こうした時間の面での先行性は論理的な面においてみられるのだろう。〈土地〉という所有物の対象化は，その区画の物質的次元に働きかける行為をその条件としておらず，それは，〈作物〉所有の場となった空間においてのみ当てはまる。この意味で新しい所有関係は，従来の所有関係によって部分的に条件づけられている。さてこうした条件づけの関係性は，二つの枠組みにおいて対照的であった排除の作用の面には，いかに影響しているのだろうか。次にこの点を考えてみたい。

7.2　物質性への／からの作用

さて〈作物〉所有は，ファウストによる南米低地先住民の所有論を思わせる。ファウストによれば，南米低地先住民諸社会に見られる多様な民族誌的事象には，多数の野生動物を飼っている動物の主を典型例とする所有者のイメージが確認される。この主人と所有物のあいだの関係には，支配や管理の含意がある。対象に働きかける他動詞的行為と結びつくこの関係性は，自動詞的帰属とは異質である。所有対象とのあいだに「支配者－主人的関係」を結ぶ主人は，自らが所有するものの「管理と保護」に加え「世話」を担わなければならない。それができなければ主人であることは不可能になり，所有関係は維持できなくなる（Fausto 2008）。このファウストの議論といくつかの民族誌的事象を受けて，ブライトマ

ンらは，「所有関係はおそらく恒常的に更新され反復されなければならないが，そのことはアマゾニアではより明らかである」と述べている（Brightman et al. 2016: 10）。

ブライトマンの議論では，スザーナ・デ・マトス・ヴィエガスによるトゥピナンバの土地所有の一時性の議論も参照されている。トゥピナンバの耕作における土地所有の主体は基本的に個人で，その所有も，利用に根拠づけられている。耕作地は基本的に家屋のそばに開かれるため，家屋と密接に結びついている。そしてある人の死後，通常その家屋は放棄される。死者がそこにいて家屋を物理的に脆くしてしまうと考えられているためである。併せて，耕作地も放棄される。家屋の土壁はひび割れ，耕作地に草木が茂り，世話がなさえていないこと，所有者の不在が物質性において明らかになると，これらはもはや所有物とは見なされなくなる（de Matos Viegas 2016）。

このトゥピナンバの所有関係の一時性は，〈作物〉所有にも通じているが，ここでは，物質性の所有関係に対する作用が明確になっている。世話などの行為がなくなると，物質はそれ自体の仕方で変わっていき，風景や事物には行為の不在が立ち現れることになる。すると，その対象は関係の不在を体現することになる。すなわち，〈作物〉所有の枠組みでは，事物の物質性からの作用ゆえに，対象に所有関係を消し去る力能が配分されている。その対象による関係への作用は，見出される人格性ゆえのものとは限らない。

〈土地〉所有には，この対象の物質性による所有関係への作用がない。その代わりに，物質性との結びつきの弱い仮想的線によって平面的な空間が分けられ，それらを相互排他的な主体に帰属させる所有関係が確立される。この線が物質性から切り離されるように引かれるのであれば，その線はどこにあるのだろうか。

それを考える手がかりが，次のインゴルドの議論である（Ingold 1986）。そこで目指されているのは，狩猟採集と農業の類型的整理であり，それらを分節する方法の提示である。インゴルドによればこの二つは，前者に「保有」を，後者に「領土性」を結びつけるかたちで論じられることがあった。領土性は動物行動学の語彙でもあるため，その区分はある種の進化論的類型を思わせるところがある。その見方を覆すためにインゴルドは，いずれの社会にも「保有」と「領土性」の面があると指摘したうえで，狩猟採集と農業の分節を，保有対象の形態的

特徴に求めた。ちなみにその行論では「領土性」と「保有」が次のように対照されている。「保有は社会的諸関係からなるひとつの体系に自然を引き込む。領土性は自然の諸関係からなるひとつの体系に社会を引き込む」（Ingold 1986: 136）。

実のところこのように整理された「保有」と「領土性」の対照性は，インゴルドの行論においては保有形態の類型とは無縁であるはずだが，部分的に相関しているように思われる。

インゴルドによれば，保有のしるし・対象は，その形態的特徴によって次の三つに分けられるべきである。0 次元的である点としての場，1 次元的である線としての道筋，2 次元的である表面である。このうち，狩猟採集は場・道筋を，農業は表面を保有対象とするが，0 次元・1 次元的なものと，2 次元的なもののあいだには決定的な違いがある。前者は「風景のうちにある」が，後者は「風景のうちに具体的にかたちを取るものから分離」されている。インゴルドはこの違いを，風景（landscape）と土地（land）の違いにも対応させる。土地は土壌，岩，樹木などの具体的なもののいずれでもない。それは「物理的な身体にとっての重さ，商品にとっての価値」のように直接的には不可視の公分母のようなものである（Ingold 1986: 147–148; 154）。

こうした風景から分離した表面の保有には「排除の区域を定める」境界線が必要になる。その境界線には「物理的に運動を妨害する」機能が期待され，「社会的管理」を呼び込むことになる。「保有」対象としての表面は必ず境界線を伴う。そのために，0 次元的なものが手がかりになることもありうるが，その典型例は柵となる（Ingold 1986: 157）。これに対して，場や道筋の保有は必ずしも，境界線を必要としない。なぜなら，それら自体が他者のアクセスを拒むことがあるとはいえ，その内と外に囲われた区域（block）をつくりだすことはないからである。他者を排除する区域を広がりのある面として定める作用のある線は，そう区分される表面が風景から分離されたうえで，引かれるものである（Ingold 1986: 149; 153–155）。

インゴルドによれば，この土地保有の境界は，領土性の境界と対照的である。「領土性の境界は開かれており，実のところその存在は，それを越境する運動に基づいている。反対に，土地の境界は，排除区域を確定する。」（Ingold 1986: 156）。

このインゴルドの議論における，風景と土地や，保有と領土性の対照性は，本節で確認した〈作物〉と〈土地〉という所有の枠組みの区分に対応しているように思われる。事物とのかかわりから築かれる〈作物〉所有の関係性は，物質性から作用を受けるという点で，まさにインゴルドの言う領土性の側にある。そこに位置する〈作物〉は，多様な行為主体からの関係構築に開かれている。一方で，〈土地〉は，風景から切り離された，2 次元的表面そのもののように思れれるだろう。各区画の境界を定める仮想状態の線には物質性の作用がそれほど働かないのも，物質性から分離した，別の地平の上に引かれているからであろう。

しかしこの議論を取り上げたのは，その類型論的なイメージにエンベラにおける二つの所有枠組みを収斂させるためではない。そのあいだには，無視できないズレもある。エンベラの〈土地〉は基本的には，インゴルドの議論において描かれる保有対象としての 2 次元的表面であると言えるだろう。だが，それら二つはその細部の全てまで一致するわけではない。例えば，エンベラの所有対象となる〈土地〉は，直線，つまり 1 次元的にも考えられている。そしてそれらは囲い込まれた空間としては表象されない。二つのイメージのあいだのズレはさらに，エンベラの実践におけるひとつの不在を浮かび上がらせる。インゴルドによれば，2 次元的表面の境界では，典型的には柵によって具体化される，物理的排除が作用する。だがエンベラの実践おいて，境界線は仮想状態にあり，柵は不在である。

ただ，エンベラの土地利用において例外的に柵に囲われるのが，牧草地である。そこでは，有刺鉄線が用いられる。この牧草地には牧草が植えられるため，休耕地のようには植生は回復しないと考えられている。すなわちその場所は，牛だけのためのものとなっている。タニア・マレー・リは，土地を物質，関係，技術，言説などの寄せ集め（assemblage）であると規定するが（Li 2014: 1），この見方に倣えば，牧草地は，牛だけのために改変された寄せ集めとなる。そこには，ほかの動物が身を休めるための穴や陰，ときには食べ物を提供する樹木はなく，人間が探し求める有用植物もない。熱帯の捕食動物は，群れをなし大きく育つ牛を襲うこともない（同じく経済的理由で飼育されるがジャガーの格好の獲物となる，飼いブタとは対照的である）。牧草地とは，牛以外の存在をそこへ導くような素材が寄せ集められていない場所であり，牛以外の動物による領有の関係

も生成しない場所になる。それを囲う有刺鉄線による柵は，それによってアクセスが排除されるべき外部に向けてというよりも，その内部にいる牛を閉じ込めるよう作用する。さらに集落 B では牧草地をもつ少数の人物は，ロヘリオを除くと，まっすぐに並べられた区画のひとつを牧草地にする。つまりは，牧草地を囲う有刺鉄線による柵そのものを，ここで取り上げる土地の境界線の変形と考えることは難しい[29]。この点から，土地の境界線となる柵は不在である，と言える。

インゴルドの議論との比較を通じて浮かび上がる不在という細部は，エンベラにとっての境界線を考えるのに重要である。フィリップ・デスコラは，アマゾニアの先住民諸社会においてペッカリーの家畜化が，NGO らの技術指導を経ても定着しないことを踏まえて，家畜化の不在は技術的問題ではなく存在論的設定による制約としても理解ができること，あるいはその制約をもたらす可能性の諸条件を考察する手がかりになることを示している（Descola 1994; 2005: 515–525）。このデスコラの議論は，不在を含めた実践の具体的形式こそが，人びとの生きる具体的状況を理解し，その諸条件を対象化する重要な手がかりであるという見方に立っている。それに倣い，柵の不在を通して排除の限定の意味するところを考えてみたい。実際のところ，区画の境界線は，越境の運動に開かれており，この意味で，柵の不在には，ちょうど前項にみた二つの所有枠組みの関係性が見られる。その関係性がつくる排除のありようは，ここまでの所有区画の境界線に関する考察を，特別区の境界線に対するそれへと敷衍することを可能にする。

7.3　排除の作用をうけない運動

柵の不在は，排除の働きを限定する。柵がないために，動物たちは容易に区画の境界を越え，その内にある作物を食べてしまう。これは一見する限りでは，当たり前のことのように思われるだろう。しかし不在なのは，柵だけではない。動物による作物へのアクセスを制限する実践は，集落 B ではほとんど見られないのだ。

集落 B では野生動物が農作物を食べること，それぞれの動物には好みの作物があることはよく知られ，それら動物には，シカやサイーノなど，狩猟の獲物として好まれる動物も含まれる。つまり，柵でなくとも罠猟によって，耕作地からの排除の働きを実現させてもおかしくはない。実際に耕作地での罠猟は，例えば

パナマ西部地域に住む先住民であるノベのもとではよく知られている。ところが集落 B では，耕作地で動物を待ち伏せして狩猟をするという技法は採られない。いつその動物が自分の耕作地に来るのかは知りようのないことであり，実現するかどうか定かではないことのために，耕地で身構えているのは無益であると考えられている。例えばシカはコメを好んで食べるのだが，葉も食べるために食害が起こるのは収穫期間に限られるわけではない。

食害が獲物により引き起こされていると知られているにもかかわらず，柵や待ち伏せ猟・罠猟が不在であるのは，可能性の諸条件による制約として考えられる。つまり，野生動物が作物を食べることに対して規制を発展させることは可能なことの範疇の外にあるということである。反対に言えば，動物が作物を食べることは容認されているか，許容されている。そしてこの条件は，農作物の起源を語る神話を思わせる。プラタノの起源を語る物語は同時に，ある動物の発生についても語られている。そこでは人間の作物を盗み食いすることはその動物を特徴づける行動として位置づけられている。

プラタノの起源についての物語（要約）[30]

かつて，プラタノは人間でもあるグリソンが独占していた。創造主はグリソンにプラタノを恵んでくれるように依頼した。だが，グリソンが創造主に与えたのはプラタノの実にあるタネのような黒い粒だった。そして。それを植えてもプラタノは生えてこなかった。生えてきたのは，プラタノによく似た雑草プラタニージョだった。創造主は再びグリソンのもとに行き，プラタノを与えるように依頼した。だが，グリソンは「このプラタノは全て私のものだ」と答え，プラタノを与えるのを拒否した。何度か創造主はグリソンのところに行きプラタノを分けるように頼んだが，その度にグリソンは断った。すると，創造主はグリソンを捉え，現在の動物の姿に変えてしまった。そして，「お前の名はこれからホーホーマ（エンベラ語でグリソン）だ。お前はこれから，人が育てたプラタノを食べて暮らすようになるのだ」と言った。グリソンが今ではプラタノの畑を荒らすのは，かつてグリソンがプラタノの主だったからである。

ほかのバージョンでは，プラタノの主がグリソンではなく，エンベラ語でクンバラと呼ばれる鳥だとされることもあった。だが，クンバラの場合も，人間だったクンバラが現在の鳥の姿になり，「人が育てたプラタノを食べて暮らすようになる」ことは変わらない。この物語は，動物がプラタノを盗むことは種の特徴であり，容認せざるを得ないことだと語っている。さらには，そもそもこの物語は，その動物－人間による作物の独占状態を解消することによって，つまりその物質を皆の利用に開かれたものに変えることによって，今ある世界が創出されたと語る。しかもそれは，創造主が動物から作物を強奪するような仕方で行なわれている。エンベラのもとでは火と水の起源神話もあるが，それらいずれの物質も，同じような仕方で皆にいき渡るようになったことを語る。つまり創造主が，共有の依頼が聞き入られなかったのでそれを独占していた動物－人間から強奪し，併せて現在の動物の姿に彼らを変える，というものである。強奪――ある種の領有――は，それが独占に抗する限りにおいて良いことであり，今ある生を可能にしたものだったという考え方が，そこには語られていないだろうか。

ところでファウストはクロード・レヴィ＝ストロースの『神話論理』も参照しながらアマゾニアの所有を論じるなかで，「多くの先住民の起源神話は，人間の社会性の典型となる属性は動物から領有されたとその起源を語る」と記し，その代表的な例として，料理の火の起源神話があると指摘する（Fausto 2008: 338）[31]。ファウストによれば，神話で語られる所有の関係性は，神話以後の世界，つまり現在の生態環境のなかに「属性――所有物が排他的かつ弁別的に扱われる宇宙論的地図」をつくりだすものではない。むしろ，起源神話にみられる領有の関係性，流用や盗みの可能性を備えた関係性は，神話以後の世界，つまり日常的な生活が営まれる場における，人間と動物の主や植物の主，精霊などとの関係性を含意している。つまり「こうした所有者の関係性には，新たに所有の関係を書き込むことで，諸存在が領有し，また領有されうる動態が備わる」。ファウストはそうした世界を「所有の諸関係に斜めに貫かれている世界」と評している（Fausto 2008: 341）。

ファウストが描き出すのは，領有されなおす可能性を常に宿した所有関係である。排除をその原理としない関係，と言い換えることもできるだろう。そのように描かれる所有関係が，エンベラにおいては農作物を通じて，実際の動物とのあ

いだに結ばれることを，先の物語は語っている。さらにこのことを，高齢で家から出ることがほとんどない父が若かった頃に開いた果樹林の状況とともに，ロビンソンは端的に語った。ロビンソンによれば，果樹は父が植えたが，そこはもう家族の誰も，父も，自身も，兄弟の誰も使っていない。そのため自分を含めて家族の誰もその場所を所有してはいない。むしろその実を取っているのはリスであり，今やその果樹の持ち主はリスということになる，と。

〈作物〉は物質性の水準にあり，ファウストの描く主人もまた〈作物〉のある地平に立っている。その地平には，排除の働きをする境界線を引くことはできない。所有区画の境界線を越える能力のある野生動物もまた，領有の可能性が宿る地平に立っているのだが，興味深いことに，エンベラの実践する食糧の贈与のひとつの形式が，そうした領有に開かれた関係性を思わせる。

トウモロコシなど作物が収穫されるときに所有者がそれを他者に与えることがある。その時にとられる手法のひとつが，贈与する相手を耕地に招くことである。招かれた側は，網籠を持っていき自ら実を摘み集め，それを家に持って帰る。オレンジの果実などでも同じように，受け取る側が自ら樹にのぼり実を集めそれを持ち帰ることで，贈与が実現される。そのほか，コロソ（*corozo*）と呼ばれるヤシなども[32]，休耕地の所有者ではない人びとが自らそれを獲りに行くことによって，贈られる。

収穫することが所有物を受け取る行為になるのは，筆者自身の調査時の「失敗」を通して学んだことでもある。コメの収穫期のある日に，耕作地を見せてもらおうとロビンソンに依頼し，彼が畑に行くのに同行させてもらった。ロビンソンは，もともとはその日は収穫作業をするつもりはなかったが，いつものように網籠を携えていた。耕作地につきいくつか質問をした後，私は写真撮影やメモなどひとりで行なう作業をした。ロビンソンはそれを見て，離れたところでコメの収穫を始めた。私の側の作業が終わったので，ロビンソンを待つあいだに，背負っていたリュックに入る限りのコメを私も集めた。ロビンソンの手助けをしているつもりだった。コメのつまったリュックを背負い集落に戻り，ロビンソンの家に寄りそれを置いて下宿する家まで戻ろうとしたところ，ロビンソンは驚いた様子で，そのコメはお前がとって持ってきたものだからお前のものだ，と言った。ロビンソンは私に贈り物をするために招いたわけではないが，私は図々しく

も勝手にものを受け取る（あるいは堂々といただく）ことになってしまったのだ。

いずれにしても，野生動物と同じように贈与を受ける者も，〈作物〉のある地平に立ち，そこで所有関係を結び変える作用のあるふるまいをする。境界線の排除は，異なる地平にある領有の作用によって制限される。だが，その逆はない。つまりここでも，〈作物〉所有が〈土地〉所有を条件づける関係性が見られる。そして同じ理由によって特別区の境界線排除の働きが制限されている。

7.4　コロノを排除しない境界線

区画の境界線が動物や贈与を受ける者を排除しないように，特別区の境界にも排除できない存在がある。それは，狩猟者である限りのコロノである。土地利用者としてのコロノらは排除の対象となる。しかし，同じ人物でも，狩猟者としてやってくる限りにおいて，特別区の境界を越境できる。エンベラの人びとは，狩猟に行くコロノが眼前を通ってもそれを阻止することはない。それどころか，コロノと一緒に狩猟に出かけるエンベラもいる。ちなみに，エンベラと同じくパナマ東部にある特別区に暮らす先住民のグナのもとでは，近隣のコロノたちが特別区内で狩猟をしないように見張る自警団が組織されている[33)]。ところがエンベラは，特別区境界線の排除の作用を狩猟活動には敷衍しない。

特別区の境界線によって排除されない狩猟者としてのコロノとは，どのような存在なのであろうか。野生動物と狩猟をする人間にはひとつの属性が共通する。それは，森のなかを動き回ることである。罠猟などが不在であるエンベラの狩猟実践において，動物を追跡することがその主な方法となる。狩猟者は森のなかにいくつかある狩猟用の小径を歩きながら動物がその小径や周囲に残した痕跡を読み解き，その後を追い，動物に近づいていく。動物の運動が描いている軌跡に，自らの歩みを重ねるのである。時には動物を追う能力において人間よりもはるかに優れた猟犬を連れていく。猟犬が動物を追いはじめると，その動きを確かめるべく，姿の見えなくなった猟犬に向かって呼びかける。飼い主の声が聞こえると，猟犬はそれに応じて吠える。そのやり取りを重ねれば，猟犬の動きが推定される。猟犬に動物の運動の軌跡を描かせることによって，姿の見えない動物の種を推定しつつ，その動物に接近してゆく。コロノの狩猟は猟犬を伴うもので，彼らの猟犬は集落 B で生まれるイヌよりも優秀であると評価されている。そのた

め，エンベラがコロノから猟犬を買うことは珍しくはない。

森にいる動物が「動く」という述部によって特徴づけられることは，エンベラによる動物をめぐる「存在論」的理解からも確認できる。森にいる動物には，それぞれを管理する主人が想定されている。これら主人は地上の森の奥や地下世界のどこかに，それら動物を管理する小屋を持っている。反対に，森にいる動物とは自らを囲い込むその小屋から自由になっている状態にある。エンベラは森での動物の遭遇を，幸運／不運や誘惑の観念を通して受け止めている。運によって，あるいは何かの魅力によって，それぞれの運動のあいだに引力／斥力が働く場が森であり，そこにいるものはともかく動くことができるために，その引力／斥力の作用を受けることになる。そしてこの引力が働き狩猟が成立する際に，狩猟者は彼が手にする動物の主にそれらを持ち帰る許可を求めることはない。いわば，一種の盗み，領有として狩猟は成立する（近藤 2016）。

狩猟は，それぞれの存在が独自に運動線を描くことができる地平で展開される活動であり，そのようにふるまう狩猟者としてのコロノも，これらの存在がいる地平に足を踏み入れている。そうしなければ，動物を獲ることはできない。多様な存在が動き回ることで所有関係が組み替えられる可能性の宿るその地平には，境界線の排除の作用は働かない。反対に，コロノであってもその地平にいる人物としてふるまうことができる限り，特別区の境界線を越境できる。

同じように所有区画の境界線も，狩猟者による越境の運動に開かれている。狩猟は土地の区分けと無関係に行なわれる。ある動物を追って別の人の休耕地や耕地に入りこむことも，そこで獲ることも自由であり，区画の所有者がその活動に介入することはない。このように，排除の作用が越境する運動を制限しないという点で，所有区画と特別区の二つの境界線は重なる。

これらの諸実践の形式にも，7 節 1 項に見た，二つの所有の枠組みの関係性が見られる。〈土地〉のある地平を〈作物〉のある地平が条件づけているという関係性である。そしてその条件づけは，排除作用の限定を生み出している。

そしてその特徴を特別区の境界線に即して考えると，その境界線は，それに沿って二つの集団が相互排他的に自己画定する，エスニック・バウンダリーとしてのみあるわけではないことが明らかになるだろう。特別区の境界線が締め出しているのは，異なる集団として実体化されたコロノではないからである。むしろ

境界線による排除が作用しないほど，この二つの集団はその領域の内部でおなじようなふるまいをすることもあるのを，エンベラは認めている。では，異なる集団を排除し文化的差異を実体化することのないこの線は，いったい何を締め出しているのだろうか。

8　結論　新しい道徳を開くための境界線

ここまで所有区画の境界線の考察から，その特徴を二つ明らかにした。ひとつは仮想性であり，もうひとつは限定的な排除の働きである。この後者の特徴が特別区の境界線にも通じており，そこから，相互排他的にエンベラとコロノを位置づけるエスニック・バウンダリーには収まらない部分が，その線にあることが浮かび上がる。最後に，消極的に浮かび上がるこの部分を，肯定的に捉え，エンベラの考えや実践がつくる境界線のありようを明確にするという課題が残されている。

これにかかわって，もう 1 点考えなければならないことがある。所有区画の境界線の排除の働きを制限するのは，別の所有の枠組みである。それを描き出すのに参照にしたファウストの議論では，所有主体の人物像も所有関係の特異性を示している。「所有者－主人」と彼が呼ぶ所有主体は，自らの所有物を世話し管理をする主体であり，領有に常に開かれた所有対象のある地平に足を踏み入れる人物といえる。これと比べると，〈土地〉のある地平の所有主体の属性について検討が十分ではないことがわかるが，それを考えることから，上の課題の回答が導かれる。

さて，〈土地〉の所有主体がなすのは直線を引くことである。ここまでその主体が引く仮想的な直線について確認してきた作用は，もっぱら排除のそれである。前項にあるように，その直線の越境の運動に開かれているという性格は，別の枠組みからの条件づけとして理解される。しかし，それが全てなのだろうか。とりわけ〈土地〉の排除にかかわる，継承の主体の内と外を分ける「わたしたち」の考え方は排除以外の面もほのめかされているからには，所有区画の仮想的直線にも排除以外の作用があるかどうかを検討する余地はあるだろう。

それを考えるにあたり参考になるのが，インゴルドによる議論である。ただしそれは，7 節 2 項で参照したものと同じではない。その後に展開された，直線の

二つのタイプを分節する議論である（インゴルド 2014）。これら二つの議論のあいだには，線と面の関係について，決定的な違いがある。前者では，狩猟採集と農業の類型的整理のために，線と平面もまた類型的に区分されていた。一方で，新たな議論では，線は平面を構成するもの位置づけられ，二つは連絡されている。インゴルドはこの直線をガイドラインと呼び，もうひとつのタイプの直線であるプロットラインと区別する。

プロットラインは，すでに構成された平面の上に描かれる線で，例えば平面上の二つの点を結ぶように引かれる。その平面にとって「外在的」なものが，プロットラインである。これに対して，ガイドラインとは，ある平面や地平そのものを構成する線で，インゴルドはこちらを，織物を制作する行為や実際の運動の軌跡と結びつける。さらにこの二つの直線の違いは，統治者の活動と関連させて説明される。ガイドラインは，統治の及ぶ領土を制定し住民を従者と定めるために引かれるのに対して，プロットラインは，その制定に続いて細目を定める際に引かれる線である（インゴルド 2014: 239–252）。換言すれば，前者は主体の位置する地平を構成するが，後者は構築された主体と地平を前提にする。またガイドラインとなる線の例には遠近法のための線が，プロットラインとなる線には，土地測量の線が挙げられる。

確定された平面に引かれるプロットラインを土地測量と結びつけるインゴルドのこの行論は，線と平面のあいだに決定的な違いを措定する，7 節 2 項の議論に通じている。ところがこの新たな議論は，それには収まらない線の働きをガイドラインとして描出するところに特徴がある。これを踏まえると，ここまでエンベラの〈土地〉を対象化する直線を，物質性から切り離されたという性質を強調するあまり，7 節 2 項の議論のように土地保有の境界線としてのみ考えていたことがわかる。7 節 2 項で取りあげた議論における土地保有の境界線は，分割される平面が既に生成していることを前提にする，プロットラインとしての線といえよう。しかし，エンベラの〈土地〉の境界線は，既成の平面の 2 点を結ぶようには引かれておらず，プロットラインそのものと一致はしない。

インゴルドによれば，独自の運動や営みが展開される地平を生成させる線であるガイドラインは，遠近法のための線，ある眺望を生み出し，共有させるための線でもある。そしてこれはまさしく，ワリントンのノートの略図やトリニョンソ

の事例によって示されていることである。不可視のかたちで引かれる境界線を見るには，否応なく，所有主体と同じ眺望点に立たなければならない。そうすることではじめて，身ぶりによって引かれる境界線が見えるようになる。仮想状態で境界線を引くことは，他者に対するひとつの導きであり，ある区画の所有者は，そこから締め出される人物を，同じ地平に立つように導いている。これは，トリニョンソが所有主体になるのに必要なこととして，はっきりと語っていたことでもある。

ここに，エンベラが実践的に生み出している境界線の作用がある。それは，新たな主体性が形成される地平を切り開き，そこへと他者を導くための線である[34)]。ではその主体性とは，いかなるものなのだろうか。それは，線が何を締め出しているのかを問うことで，理解される。

〈土地〉は，他者の話を聞く能力のある人物のいる地平において，対象化される。翻って，〈土地〉所有の主体は，他者の声を受け止める能力を持つのが前提であり，その主体は，そばに区画を開く他者の所有区画からは排除されるのをすでに受け入れている。二人の主体はいずれも同じ地平に立っており，そこから締め出されているのは，別の区画の所有者ではなく，不可視の線が見えるようになることを望まない人物，隣人による風景の解釈を否認する人物なのである。物質性の水準にある痕跡だけを根拠にせず，それを別様に理解するかもしれない人物を想像し，交渉できるようになること，そして何よりそうした他者の存在に開かれているのが，〈土地〉の所有主体である。

ところでこうした境界線の引き方を，エンベラたちはかつての自分たちから変わるための方法として考えている。つまり，この主体は，新たな道徳を身に着けている人物形象でもある。このように，所有区画の境界線を引くことは，エンベラにとっては新たな主体性の地平への導きとなる，締め出しの働きがある。

そしてこの，主体性の創出にもなりうる締め出しの働きこそが，エスニック・バウンダリーとは異なる，特別区の境界線の働きだろう。7 節 4 項にあるように，特別区の境界が締め出しているのは，土地利用者としてのコロノだけである。彼らもまた，見たところ利用されていないという理由で特別区内の利用地を拡張し続ける人物であり，その姿は，部分的に，かつてのエンベラの姿にも重なる。そのふるまいは，自分とは違う仕方で風景を解釈する他者がいる可能性を，あらか

じめ排除している。特別区の境界は，コロノという別の集団を排除するというよりも，隣人の声を否認し，その存在を軽んじることができると思い込む能力を，あるいはその能力を持つ人物像を締め出している。

その人物像とは，いまだ物質的条件においてのみ所有を把握しており，不可視の線を見なければならないとは考えていない。そうした状態にある人びとを導くには，彼らの目に映るように，境界線を引くほかない。つまり，物質性に働きかける，除草である。コロノのいる場所に限りそのようにして現前される特別区の境界線もまたガイドラインである。その線は，不法利用者であるコロノに働きかけ，新たなふるまいを求める地平へと彼らを導く。実際に集落 B では，コロノの強制退去が延期されたことが決まると，これからもその処分が実現しないであろうといった見方や，われわれが求めるのは，コロノがわれわれを尊重することである，といった言い回しが頻繁に聞かれた。他者の存在を否認しないが，そのままでいることも許容しないというこうした見解を踏まえれば，境界線を引くエンベラには，その新奇なものを，他者と共生する条件をつくる力として行使する人物形象が見られるのではないだろうか。

そうであるならば，異なるアイデンティティを持つ集団をではなく不適切な能力を締め出す作用のある境界線を引くことによって，エンベラは隣接集団であるコロノとのあいだに，新しい道徳の広がる地平を切り開こうとしている，ということになる。他者のいない内部を構築するためだけではなく，他者に働きかける線を特別区の境界線として引くとき，エンベラは，より大きな全体社会や包摂社会に一部として包まれる立場ではなく，その反対に，自分たちの外に働きかける能動的な立場に自らの位置を見出している。他者から変化を被る受動的立場ではなく，他者に変化を引き起こす能動的立場である[35)]。他者からもたらされる新たなものによる変化にさらされながらも他者に変化を引き起こそうとする，その両義的状況こそが，エンベラの生きる現在なのであろう。

以上のように本論では，エンベラの実践における境界画定がエスニック・バウンダリーとは異なる働きをもち，それによって，新たな主体性が生み出され，またコロノという異なる集団とのあいだでそれの共有を試みる状況があることを明らかにした。ただし本稿の射程には，エンベラの側から求められる新しい主体性について，コロノの側がどのように受け止めるのか，という問いは入っていな

い。エスニック・バウンダリーのように引かれる境界画定の線がいかなる現在をつくるのかということについて，それぞれの状況において排他的に位置付けられる諸集団にとっての境界線をそれぞれの立場からも見た議論も必要になるだろう。

注　　記

本研究は，日本学術振興会科学研究費助成事業（課題番号 JP25884080, JP15k16903）ならびに，国立民族学博物館外来研究員としての研究活動（2014 年度「気候変動の政治経済と中南米低地先住民の所有実践」，2016 年度「20 世紀における南米低地地域の人類学の発展と先住民権の展開」）の成果の一部である。

注

1）　ベウフが先住民という語を用いていないのは，その問題は先住民に限られないからである。例えばエンベラにとって歴史的な隣人ともいえるコロンビアのアフリカ系の子孫にあたる人びとについても，現代的な多文化主義の枠組みのもと，土地に対する集団的な権利が認められている。

2）　そのように領土と人の集まりを制御対象に変える統治のテクノロジーは，ラテンアメリカ諸国では「領土調整（ordenamiento territorial）」と呼ばれ，多様な文脈において作動している（Beuf 2017a）。

3）　こうした批判を展開したのち，ヴィヴェイロス・デ・カストロは境界について全く異なる考え方が，いくつかのアマゾニア先住民によってとられていることを民族誌・人類学的に明らかにしていくことになる（近藤 2017）。

4）　また亜北極圏の先住民による土地権の主張について，ポール・ナダスティも所有の概念をめぐり，西洋的概念と先住民の概念にズレがあることを指摘している（Nadasty 2002）。

5）　土地所有というテーマのもとに，「関係行為」の類型として所有を位置付ける議論を杉島敬志が展開している。変化のなかにあるものとして所有を捉えるという部分は本稿にも通じるところがあるが，その議論ではその関係のなかで対象の位置にあるのは，土地という不変なものであるように思われる（杉島 1999）。本稿で論じるのは所有物としての対象化でもあるため，あらかじめ定められた対象を前提とするその議論とは異なる枠組みにあると理解している。

6）　ファロンが調査を行なったのはリオ・チコ流域であり，後にこれはエンベラ＝ウォウナン特別区のセマコ区に含まれることになる（Faron 1962）。ケーンの調査地は二つある。ファロンと同じリオ・チコ流域とリオ・トゥピサ流域である。両者はともにエンベラ＝ウォウナン特別区内にある。ちなみにリオ・チコは，特別区の境界に近い一帯にある。

7）　後に，正式名称が Comarca Emberá=Wounaan に改められる。これは Wounaan を，エンベラとは異なる民族集団として認めるようになったためである。1960 年代のパナマ国内の諸論文では，エンベラとウォウナンは合わせて Chocó という民族名を付されている。

8）　人類学者フランシスコ・エレーラによれば，パナマの特別区制度にはアメリカ合衆国の保留区制度の影響もあるが，先住民の生活圏を囲い込むだけの保留区制度ではない制度にするべきであるという考えから，特別区制度がとられるようになっている（Herrera 2012）。

9）　セマコ区ではチュクナケ川の支流ごとに組織される。こちらの区では，村落から離れた各支流の下流域までカヌーでの移動を強いられる。そのために必要になるガソリンの購入費用を，地区評議会の責任者は政府機関に要請する責務を担っている。

10）　実際にコロノはカシーケ（*cacique*）を名乗る代表者を立て，カシーケとしての肩書と署名のある「文書」を作成していた。筆者の理解では，行政制度上カシーケが住民の代表と認

められるのは，特別区においてのことである。

11）　raza とは，人種を意味するスペイン語であるが，エンベラの人たちはそれを，コロノや黒人，東洋人のみならず，先住民のグナなどを指示するときにも用いる。さらに同じ語はブタの血統を指示することもある。「生まれが同じ」という意味あいがあるのだと思われる。その点では，利用が人間に限られるとはいえ，日常用語として現存する日本語の「人種」と同じであるかもしれない。

12）　コロノによる不法利用とそれに対するエンベラの行政処分は，本質的には，民族間対立などではない。特別区もまた国家の定める法体系のなかに位置付けられる。この処分は，不法行為に対する取り締まりや行政処分であり，この意味で，コロノとエンベラの役割は，市民と公権力の対立として理解されるはずである。しかし，実際にエンベラが行政処分に着手すると，内務省，警察，地方裁判官など，特別区以外の国家諸機関は突如として，エンベラの処分を問題と位置付け，それを延期へと追いこんだ。エンベラからすればそれは，国家の認める権利を行使するまさにその瞬間にその力を奪われるようなものであった。こうした事態の推移が示しているのは，先住民が公権力を彼ら以外の集団に行使することを抑えこもうとする想像力の機制が，パナマ社会にはあるということであり，そうしたなかで，この問題を「民族間対立」のフレームに収める言論が見られた（Kondo 2016）。

13）　2011 年に強制退去が実施される以前のことである。筆者の知る限りでは，その当時は不法利用者を退去させるかたちでの権利行使について，集落 B の人びとはまだ議論していなかった。つまりこの活動は強制退去の準備として行なわれたものではなかった。なお，政府機構が収集した GPS データだが，調査当時は地図化し，サンブー区評議会や集落 B に渡すことが約束されていた。しかし，それがもたらされることはなかった。2011 年 8 月の強制退去の活動においてさえ，そうした作業が言及されることもなかった。

14）　区画は個人に所有されていることを示す別の点として，各個人に処分権があること，すなわち土地の売却があげられる。集落を離れ都市に移住することを決めた人物が集落に残る誰かに売買することも珍しくはない。もっとも特別区制定に伴って，土地を売却してよい相手をエンベラに限定する慣習的な取り決めができている。特別区以前にはコロノに対して土地を売ることもあったようである。特別区制定にあたってコロノが特別区内に土地を持つことが条件付きで認められた背景にはこうした事情もあった。土地の売買が集落 B で始まった時期を推定することは難しいが，基本的には集落から転居する人物が，買い手に売る。ときには近くない親類のあいだで売買がされることもある。売るときには土地の範囲が定まっているが，休耕地が買われることはあまりない。

15）　地図を目の前にない何かを表すものという意味での表象として理解することについてはピーター・ガウの議論を参照している（Gow 1995）。

16）　キャロル・ローズは，ロックの議論を参考に，コモン・ローにおける所有は占有に基づいているが，その占有は「開墾 clearing act」として想定されていることを指摘する（Rose 1994）。また，ギアナ地方の先住民の所有概念を論じたマーク・ブライトマンもロックの所有論とのあいだに部分的にだが親和性があることを指摘する（Brightman 2010: 143–144）。またファウストはエティエンヌ・バリバールによるロック論も参考にしながら，ロックの人格論では「囲い込まれた人格」は想定されておらず，むしろ関係論的人格という意味でアマゾニアやメラネシアの人格論に近いところにあると評価する（Fausto 2008: 341）。このファウストの議論も受けて，後に，ブライトマンらは単純に近代とそれ以外を対置できるわけではなく，むしろ近代とされるもののなかに見出されていない側面を見ることの重要性を語る（Brightman et al. 2016）。

17）　なおコロンビアのエンベラにて調査をしたスヴェン＝エリック・アイザックソンによれば，こちらのエンベラの開墾作業では，乾季の短さゆえに火は用いられない。代わりに切り倒した樹を種子や若芽にかぶせる開墾方法，スラッシュ・マルチ（slash - mulch）耕作法が採られる（Isacsson 1976）。

18）　ニャメはヤマイモの仲間（科の学名 Dioscoreaceae），ニャンピはタロイモ（Colocasia esculenta）の仲間。ニャメはアフリカやアジアが原産と言われるが，ラテンアメリカでもカリブ海地域で食されており，奴隷交易とともにこの地域にやってきたともいわれている（Reina Aranza 2012: 2）。

19）　ナンセの学名は，Byrsonima crassifolia。小さな黄色い実をつける。落ちた実を集め，水を入れた容器に保存しジュースとして消費される。ボロホは，コロンビアとパナマのそれでは

科学的には異なる種とされる。ただ現地では，ボロホが二種類あるとは考えられていなかった。ボロホの属名は Borojoa。高い栄養価で知られており，集落 B 周辺の地域ではたびたび，集落 B を訪れる人びとがボロホを，数個の単位で購入する。

20）　エンベラ語では，人称代名詞と結びつくことで大きく意味を変える名詞がある。その一例が，所有者を指示する（ジバリ *dyibari*）で，ム・ジバリ（*mu dybari*，文字通りには私の主）となると親を意味する。他にも，孤児／親のいない人物を意味するヘラワラ（*herawara*）は，ム・ヘラワラ（*mu herawara*，文字通りには私の孤児）となると姪／親しい年下の女性という意味になる。

21）　エンベラでは墓地には人間に害をなす死者の霊がいるという考え方があり，墓地のそばで死者の霊の話し声を聞くという体験談は頻繁に聞かれる。

22）　a，b の範囲は，2 節 3 項に記した現地調査で所有者の所持する区画まで同行する作業から推定できる，おおよその位置を表している。

23）　牧畜用地の取得に限り地区評議会に対して申し出を行なう必要がある。ロヘリオによれば地区評議会が以前よりも許可をしなくなっているという。なおロヘリオは 2016 年には牧畜を辞めている。

24）　この「近い」－「遠い」の区分は，直接相手に呼びかけるときには，口にはされない。

25）　サンブー川流域よりもプラタノの育成に適しているというセマコ区では，ケーンによれば 20 年から 30 年にわたってプラタノの果樹林が利用可能とおされている。（Kane 1986: 108）。

26）　ケーンは世話をするために可能になる所有のあり方を「樹木，土地と人間のより直接的な関係」とよんだ。ただし過去に成立していたその関係は，当時の「現在」において既に「あいまいになっている」（Kane 1986: 153）。

27）　ポール・ラビノウは，ミシェル・フーコーによる議論を受けて人類学の記述対象として「問題化」を位置付けている。ラビノウによれば，問題化とは状況を問い直すために，思考を能動的に用いることでもあるが，それがなされるのは，常識が再帰的な考察の対象となるときでもある（Rabinow 2003: 44–49）。

28）　ブライトマンらによれば，アマゾニアにおける農業は「生きている存在のネットワークを切断し，家庭的ネットワークを延長する」技術であるため，その「空間制作」には「非人間的存在の人格性の所有」が関係しているという（Brighman et al. 2016: 11）。これはマイッザの議論にもつながる。ジャラワラでは植物の人格的形態といえるその魂が想定されており，その魂は耕作者に世話をするように呼び掛けることがある。また耕作とは，それら栽培植物の魂と野生の植物の魂のあいだの戦争という側面を備えるものとして理解されている（Maizza 2014: 503–505）。

29）　有刺鉄線の発明と牧畜業の関係については，リヴィエル・ネッツを参照のこと。有刺鉄線は 19 世紀末のアメリカ合衆国平原部にて，牛を囲い込み育てる際にその行動を制御するために発明された。牛の身体にとげが刺さることによって，牛がその鉄線の外へに向かう動きを自ら慎むように変えるのが，その効果である（Netz 2009）。

30）　筆者による聞き取りを基にしている（2009 年 11 月。集落 B）。なお，もうひとつのバージョンについても同様。そのほか，集落 B では，この物語をひとつの逸話として組み込む世界創造のバージョンを聞いたことがある。そこでは，水の起源と，火の起源についての物語が併せて語られている。コロンビアのエンベラのもとで調査し，当時までに記録された諸バージョンをまとめて議論しているアイザックソンの議論では，水の起源を語るものが世界創造の神話として扱われている（Isacsson 1993）。

31）　ファウストのこの論考は，自らの調査の成果をまとめたものというよりも，古典から現代までのアマゾニア地域の民族誌や人類学的議論を資料に，「主人－所有者」のカテゴリーを描き出すものである。またこの論考は，生誕 100 年を迎えたレヴィ＝ストロースに捧げられている。

32）　学名は *Elaeis oleifera*。オレンジ色になる小さな実からは油が採れる。

33）　2008 年 2 月に，パナマ国内で予備調査を行なった際に確認している。

34）　導きと主体性の形成という論点については，フーコーの権力論を再読する箱田の議論を参考にしている（箱田 2013）。

35）　変化にある社会についての考え方を変化の動作主と被動作主の配分という観点から整理する点については，ヴィヴェイロス・デ・カストロを参考にしている（ヴィヴェイロス・デ・カストロ 2017）。

参 照 文 献

〈欧文〉

Beuf, A.
2017a El concepto de territorio: de las ambigüedades semánticas a las tenciones sociales y políticas. In A. Beuf and P. Rincón Avellaneda (eds.) *Ordenar los territorios: Perspectivas críticas desde Améria Latina*, pp. 3–21. Bogotá: Edición Universidad de los Andes.
2017b Las tierras, su concentración y el ordenamiento territorial. In A. Beuf and P. Rincón Avellaneda (eds.) *Ordenar los territorios: Perspectivas críticas desde Améria Latina*, pp. 283–296. Bogotá: Edición Universidad de los Andes.

Bilbao, I., R. Falla, and E. Váldes
1979 *Darién: Indios, Negros y Latino* (El Indio Panameño 6). Panamá: Centro de capacitación social.

Brightman, M.
2010 Creativity and Control: Property in Guianese Amazonia. *Journal de la Société des Amèricanistes* 96(1): 135–167.

Brightman, M., C. Fausto, and V. Grotti
2016 Introduction: Altering Ownership in Amazonia. In M. Brightman, C. Fausto, and V. Grotti (eds.) *Ownership & Nurture: Studies in Native Amazonian Property Relations*, pp. 1–35. New York and Oxford: Berghman.

Busse, M
2012 Property. In J. G. Carrier (ed.) *A Handbook of Economic Anthropology,* 2nd ed, pp. 111–127. Cheltenhan, UK and Northampton, MA: Edward Elgar.

Busse, M and V. Strang
2011 Introduction: Ownership and Appropriation. In V. Strang and M. Busse (eds.) *Ownership and Appropriation*, pp. 1–19. Oxford and New York: Berg.

Chapin, M. and B. Threkled
2001 *Indigenous Landscapes: A study in Ethnocartography*. Washington DC: Environmental Law Institute.

Chaves, M.
2010 Normative Views, Strategic Views: The Geopolitical Maps in the Ethnic Territorialities of Putumayo. In F. Hutchins and P. C. Wilson (eds.) *Editing Eden: A Reconsideration of Identity, Politics, and Place in Amazonia*, pp. 191–217. Lincoln: University of Nebraska Press.

Costa, L.
2010 The Kanamari Body-Owner. Predation and Feeding in Western Amazonia. *Journal de la société des Amèricanistes* 96(1): 169–192.

de Matos Viegas, S.
2016 Temporalities of Ownership: Land Possession and Its Transformations among the Tupinambá. In M. Brightman, C. Fausto, and V. Grotti (eds.) *Ownership and Nurture: Studies in Native Amazonian Property Relation*, pp. 231–256. New York and Oxford: Berghahn.

Descola, P.
1994 Pourquoi les Indiens d'Amazonie n'ont-ils pas domestique le pecari? Genealogie des objets et anthropologie de l'objectivation. In B. Latour et P. Lemonnier (eds.) *De la prehistoire aux missiles balistiques: L'intelligence sociale des techniques*, pp. 329–344. Paris: La Decouverte.
2005 *Par-delà nature et culture*. Pars: Gallimard.

Faron, L.
1962 Marriage, Residence and Domestic Group among the Panamanian Choco. *Ethnology* 1(1): 13–38.

Fausto, C.
2008 Donos demais: maestria e domínio na Amazônia. *Mana* 14(2): 329–366.

Fortis, P.
2013 *Kuna Art and Shamanism: An Ethnographic Approach*. Austin: University of Texas Press.
García Hierro, P. and A. Surallés
2005 Introduction. In A. Surrallés and P. García Hierro (eds.) *The Land Within: Indigenous Territory and the Perception of Environment,* pp. 8–20. Copenhagen: IWGIA.
Gow, P.
1995 Land, People and Paper in Western Amazonia. In E. Hirsh and M. O'Halman (eds.) *The Anthropology of Landscape: Perspective on Place and Space*, pp.43-62. Oxford: Clarendon Press.
Gow, P. and M. Miragrotti
2012 Is there fortune in Greater Amazonia? *Social Analysis* 56(1): 43–56.
Hann, C. M.
1998 *Property Relations: Renewing the Anthropological Tradition*. Cambridge: Cambridge University Press.
Herlihy, P.
1986 *A Cultural Geography of the Embera and Wounan (Choco) Indians of Darien, Panama, With Emphasis on Recent Village Formation and Economic Diversification*. Ph.D. thesis. Louisiana State University.
Herrera, F.
2012 La evolución de las demandas indígenas sobre la tierra y las respuestas del Estado en Panamá. *QuAderns-e* 17(1): 44–59.
Hirsch, E.
2010 Property and Persons: New Forms and Contests in the Era of Neoliberalism. *Annual Review of Anthropology* 39: 347–360.
Humphery, C. and K. Verdery
2004 Introduction: Raising Questions about Property. In K. Verdery and C. Humphery (eds.) *Property in Question: Value Transformation in Global Economy*, pp. 1–25. Oxford and New York: Berg.
Ingold, T.
1986 Terrioriality and Tenure: the Appropriation of Space in Hunting and Gathering Societies. In T. Ingold *The appropriation of nature: Essays on Human Ecology and Social Relations*, pp. 130–164. Manchester: Manchester University Press.
Isacsson, S. E.
1976 Embera: Territorio y regimen agrario de una tribu selvatica bajo la dominación española. In N.S. Friedemann (ed.) *Tierra, tradición y poder en Colombia*, pp. 21–38. Bogotá: Editorial instituto Colombiano de cultura.
1993 *Transformation of Eternity: on Man and Cosmos in Emberá Thought.* Ph.D. dissertation, University of Goteborg.
Kane, S.
1986 *Emberá (Chocó) Village Formation: The Politics and Magic of Everyday Life in the Darien Forest*. Ph.D. dissertation, University of Texas.
Killick, E.
2008 Creating Community: Land Titling, Education, and Settlement Formation among the Ashéninka of Peruvian Amazonia. *Journal of Latin American and Caribbean Anthropology* 13(1): 22–47.
Kondo, H.
2016 Conflicto interétnico y autonomía indígena: Una historia corta de la comarca Emberá-Wounaán. *CÁTEDRA: Revista especializada en estudios culturales y humanísticos* 13: 77–101.
Li, T. M.
2014 What is Land? Assembling a Resource for Global Investment. *Transactions of the Institute of British Geographers* 39(4): 589–602.

Maizza, F.
2014 Sobre as crianças-planta: O cuidar e o seduzir no parentesco Jarawara. *Mana* 20(3): 491–518.
Muehlebach, A.
2001 “Making Place” at the United Nations: Indigenous Cultural Politics at the U.N. Working Group on Indigenous Populations. *Cultural Anthropology* 16(3): 415–448.
Nadasty, P.
2002 “Property” and Aboriginal Land Claims in Canadian Subarctic: Some Theoretical Considerations. *American Anthropologist* 104(1): 247–261.
Netz, R.
2009 *Barbed Wire: an ecology of modernity*. Middletown, CT: Wesleyan University Press.
Pacheco de Oliveira, J.
1998 Uma Etnologia dos “Índios Misturados”? Situação colonial, territorializacão e fuxos culturais. *Mana* 4(1): 47–77.
Rabinow, P.
2003 *Anthropos Today: Reflections on Modern Equipment*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
Reina Aranza, R. C.
2012 El cultivo de ñame en el Caribe colombiano. Documentos de trabajo sobre Economía Regional 168. Bogotá: Banco de la República.
Rose, C. M.
1994 Possession as the Origin of Property. In C. M. Rose (ed.) *Property and Persuasion: Essays on the History, Theory, and Rhetoric of Ownership*, pp. 11–24. Boulder: Westview Press.
Seeger, A and E. Viveiros de Castro
1979 Terras e territórios indígenas no Brasil. *Revista Civilização Brasileira* 12(1–2): 101–114.
Stocks, A.
2005 Too Much for Too Few: Problems of Indigenous Land Rights in Latin America. *Auunal Review of Antropology* 34: 85–104.
Strang, V. and M. Busse (eds.)
2011 *Ownership and Appropriation*. Oxford and New Yok: Berg.
Torres de Arauz, R.
1966 *Estudio etnológico e histórico de la cultura chocó*. Panamá: Centro de Investigaciones Antropológicos de la Universidad de Panamá.
Vargas, P.
1998 Los embera, los waunana y los cuna: Cinco siglos de transformaciones territoriales en la región del Chocó. In P. Leyva Franco (ed.) *Colombia Pacífico*, pp. 292–309. Bogotá: Fond FEN 1-Colombia.
Vasco, L.
1985 *Jaibanás: los verdaderos hombres*. Bogotá: Fondo de Promoción de la Cultura del Banco Popular.
Viveiros de Castro, E.
1999 Etnologia brasileira In S. Miceli (org.) *O que ler na ciência social brasileira (1970–1995).* Volume 1. Antropologia. Sumaré NPOCS, pp. 109–223.
von Benda-Beckmann, K., F. von Benda-Beckmann, and M. G. Wiber
2006 *Changing properties of property*. New York and Oxford: Berghahn Books.

〈日本語〉

インゴルド，ティム
2014 『ラインズ――線の文化史』工藤晋訳，東京：左右社。
沖公祐
2014 「所有――所有は豊かさをもたらすか」橋本務編『現代の経済思想』pp. 232–257，東京：勁草書房。

近藤宏
2013 「アポリアを生み出す自主管理──パナマ東部先住民エンベラから見る先住民統治体制」『体制の歴史──時代の線を引きなおす』pp. 483–439，京都：洛北出版。
2016 「毒蛇と獲物──先住民エンベラに見る動物殺しの布置」シンジルト・奥野克巳編『動物殺しの民族誌』pp. 169–208，京都：昭和堂。
2017 「他者を宿す思考──ブラジル・アマゾニア人類学の挑戦」『思想』1124: 58–76。
杉島敬志
1999 「序論──土地・身体・文化の所有」杉島敬志編『土地所有の政治史』pp. 11–52，東京：風響社。
箱田徹
2013 『フーコーの闘争──〈統治する主体〉の誕生』東京：慶應義塾大学出版会。
ヴィヴェイロス・デ・カストロ，エドゥアルド
2017 「人類学における『変形』，人類学の『変形』」近藤宏訳『思想』1124: 36–57。
松村敬一郎
2007 『所有と分配の人類学──エチオピア農村社会の土地と富をめぐる力学』京都：世界思想社。
レヴィ＝ストロース，クロード
1997 『やきもち焼きの土器つくり』渡辺公三訳，東京：みすず書房。